建産連NEWS

KENSANREN NEWS

No.170
2021/10

▲春日部市新本庁舎パース

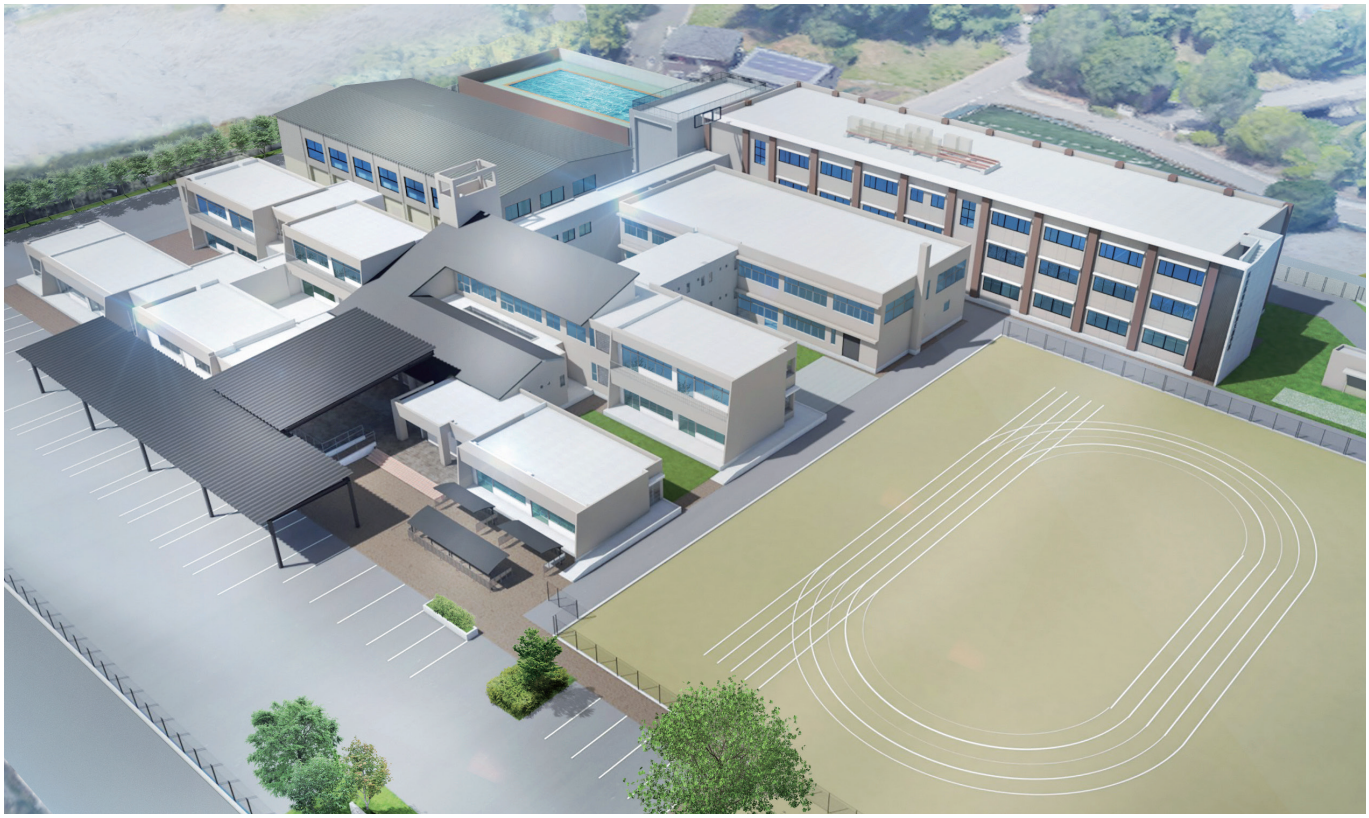

▲県東部地域特別支援学校（仮称）パース

一般社団法人　埼玉県建設産業団体連合会

建産連NEWS

KENSANREN NEWS

R3.10/No.170

2 **巻頭言**
コロナ禍に思うこと／一般社団法人　埼玉県建築士事務所協会　会長

県内プロジェクト紹介 1
3 東埼玉道路について
9 東埼玉道路周辺の産業団地整備について
15 道づくりはまちづくり、そして幸せづくりへ／参議院議員　西田実仁

県内プロジェクト紹介 2
24 春日部市新本庁舎の整備について

県内プロジェクト紹介 3
32 県東部地域特別支援学校（仮称）の整備について

告知版
38 **1.** 屋外広告物の点検が義務化されます
41 **2.** 大野知事が埼玉建産連に感染対策の徹底を要請

担い手確保・育成コーナー
43 **1.** ワンポイント講座１　設備工事の成績評定アップのポイント
ワンポイント講座２　埼玉県総合評価方式
自己採点における技術資料の間違い事例について
48 **2.** 第 43 回『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクール応募状況と今後の予定
49 **3.** 講習会案内

県内経済の動き
50 公共工事前払金保証統計から見た県内の公共工事等の動き
（令和３年４月～令和３年８月）

54 **会員だより／連合会日誌**

55 **編集後記**

表紙写真　写真上：春日部市新本庁舎パース　写真下：県東部地域特別支援学校（仮称）パース

▶関連記事 P24、P32

巻頭言

コロナ禍に思うこと

一般社団法人
埼玉県建築士事務所協会
会　長　　栗　田　政　明

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様には、平素より当協会の運営に対しまして、格別なるご支援とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが猛威を振るい、これまでに経験したこともない規模で感染が拡大しております。私たちの生活や仕事に与える影響も日々深刻なものとなってまいりました。事態は長期化の様相を呈しておりますが、一方において、コロナ禍を契機にリモートワークなどの接触機会を低減させる仕組みが急速に普及するなど、働き方改革が一気に進んだことも事実であります。

建築界においても様々な業務革新が進んでいるところでありますが、このような中で、当協会は法定団体としての公的使命をもって、コロナ禍における経験を活かしつつ、その役割を次世代へとつないでいかなければなりません。

当協会は、昭和５１年（１９７６年）９月に設立され、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法人です。

平成２１年１月５日からは、建築士法に定められる法定団体となり、現在、県内に１６の支部を設け、各会員は事務所所在地を管轄する支部に所属して活動しています。建築士事務所の業務は、公共の安全に重大な影響をもたらします。高い倫理観のもとに職責を果たし、社会の信頼に応えなくてはなりません。法定団体としての当協会の大きな役割は、建築主の利益の保護を図るため、建築士事務所の資質の向上に取り組むことであります。

このような役割を果たすため、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修や、建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修などを実施しております。

併せて、建築士事務所にとって適切な業務環境・報酬基盤の整備にも取り組んでおり、特に設計・監理等に係る業務報酬基準（告示９８号）の周知は重要と考えております。建築士事務所の経営の安定は、社会の安心・安全と発展に寄与するものでもあります。

「ピンチはチャンス」という言葉がありますが、異例のスピードでデジタル庁が創設できた背景には、デジタル行政の遅れがコロナ禍で浮かび上がったことが背景にあると報じられています。この禍を一つのきっかけとして、時代の変化にフレキシブルに対応できるよう、協会のあり方などについて再構築するとともに、コロナ禍において生じている様々な課題の解決に向けた新たな取り組みについても模索していきたいと考えております。

時代の変化は進んでいます。ＡＩやIoTの急速な進展により、各分野の境界をなくした新しい業態が生まれてくるといわれる反面、激甚化する気象災害への対応や空き家問題など、新たに解決すべき課題も山積しています。

当協会では、時代に合った「仕事のかたち」、時代に合った「建築士事務所のかたち」を構築し、新しい分野への取り組みとともに、社会の様々な課題の解決に建築の面から貢献し、新たな時代の要請に合った安心で安全な生活空間づくりを進めてまいります。

終わりに、関係行政、関係諸団体の皆様方には倍旧のご指導、ご協力をお願いするとともに、益々のご健勝とご多幸を祈念してご挨拶とさせていただきます。

県内プロジェクト紹介❶

東埼玉道路について

国土交通省　北首都国道事務所長　佐藤　眞平

1 はじめに

北首都国道事務所は、東京都と隣接する埼玉県東南部地域の草加市に位置し、国道４号、１６号の改築事業、東京外かく環状道路（外環道）のうち、埼玉区間の新設事業を実施する改築事務所として設置されました。現在、埼玉県東部地域の幹線道路網を形成する国道４号東埼玉道路の整備、埼玉県内と茨城県内の一部区間の首都圏中央連絡自動車道（圏央道）４車線化の整備、国道２９８号（外環道）の管理を担当しています。

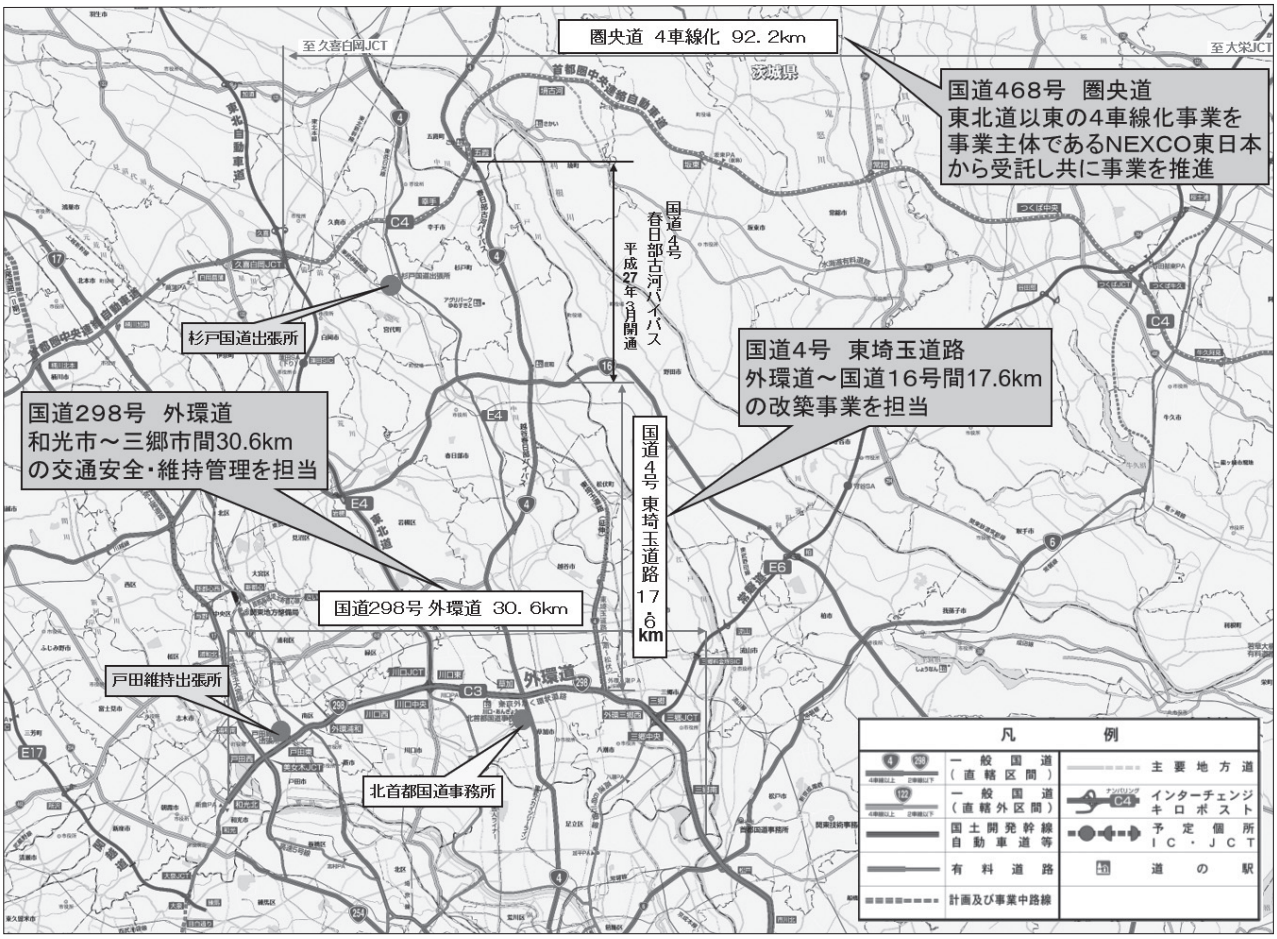

図－1　北首都国道事務所の主な事業

2 地域の特性

埼玉県は、人口約７３０万人、自動車保有台数（二輪含む）約４００万台であり、日本有数の人口、自動車保有台数となっています。

埼玉県は鉄道が道路に先行して整備され都心とアクセスしており、鉄道沿線を中心に宅地開発が進み市街地が形成されています。

埼玉県の人口は、圏央道の内側に集中しており、国道４号、国道１７号等の放射道路に沿って人口が集中しています。埼玉県南部の市における人口の増加が大きく、特に東部地域（越谷、三郷、草加、八潮、吉川）の増加が顕著です。東部地域の土地利用状況の変遷では、鉄道路線・駅の開業等、各種の開発と共に市街地が大きく発展しています。

埼玉県内の道路は、南北軸の放射道路の整備が先行し、続いて環状道路の整備が進められています。しかし、東西軸や環状道路と環状道路を結ぶ道路整備が遅れていて、道路整備においては課題がある状況となっています。また、基幹ネットワークとなる高速道路のＩＣ周辺道路などにおいて渋滞が発生しています。

3 東埼玉道路の概要

国道４号東埼玉道路は、八潮市（外環道）を起点に草加市、越谷市、吉川市、松伏町を通過し春日部市（国道１６号）に至る延長約１７．６ｋｍの一般部と自動車専用道路が併設する道路です。

東北自動車道や常磐自動車道などの高速道路を補完し、高速道路へのアクセス向上、国道4号の交通渋滞の緩和や東埼玉道路沿線の開発事業の支援、災害時の代替路確保などに寄与します。

■「橋梁区間」標準断面図

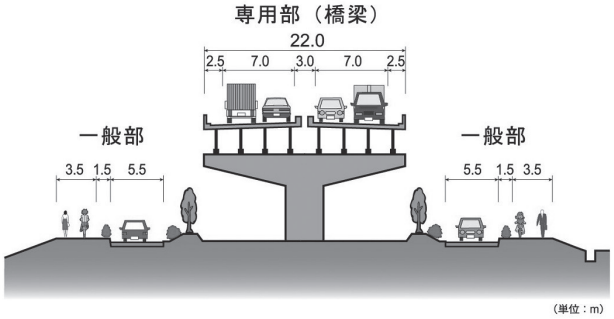

■「盛土区間」標準断面図（中川並行区間）

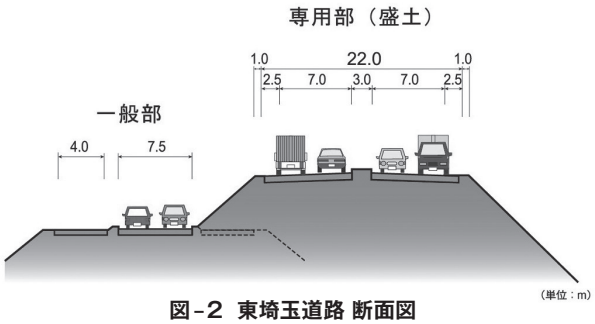

図-2 東埼玉道路 断面図

事業経緯

昭和６３年４月：都市計画決定
（八潮市八條地先～春日部市下柳地先）

平成元年度：一般部事業着手（Ｌ＝４．２ｋｍ）
（八潮市八條地先～越谷市大成町地先）

平成６年１２月：「地域高規格道路」計画路線に指定
（八潮市八條地先～春日部市下柳地先）

平成９年度：一般部事業着手（Ｌ＝１．５ｋｍ）
（越谷市大成町地先～吉川市川藤地先）

平成16年10月2日：一般部開通（Ｌ＝５．４ｋｍ）
（八潮市八條地先～越谷市増森地先）

平成17年3月31日：一般部開通（Ｌ＝０．３ｋｍ）
（越谷市増森地先～吉川市川藤地先）

平成２０年度：一般部事業着手（Ｌ＝８．７ｋｍ）
（吉川市川藤地先～春日部市水角地先）

令和２年度：専用部事業着手（Ｌ＝９．５ｋｍ）
（八潮市八條地先
～北葛飾郡松伏町田島地先）

一般部の整備を先行し、現在、約５．７ｋｍが開通しているところです。令和２年度より八潮市から松伏町間の自動車専用部の事業に着手しました。今年度は引き続き、一般部の延伸区間８．７ｋｍの用地取得とともに工事（橋梁工事、改良工事等）を推進し、自動車専用部の調査設計を推進しています。

また、一般部の吉川市川藤地先～松伏町田島地先の延長３．８ｋｍにおいては、「令和７年春頃※」（※用地取得等が順調に進んだ場合）開通できる見通しとなり、自動車専用部は令和４年度から松伏

地区において用地買収に着手する予定です。（図-3）

令和２年１２月１１日に「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」が閣議決定され、令和３年４月には「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の５か年対策プログラム（関東ブロック版）」（関東地方整備局）が策定されました。この道路の５か年対策プログラムにおいて、「高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策」が掲げられており、東埼玉道路が対策箇所として位置付けられました。また、令和３年７月に地域の将来像等を踏まえ、広域的な道路交通の今後の方向性を定める「関東ブロック新広域道路交通ビジョン」（関東地方整備局）が策定され、さらにこのビジョンを踏まえ、概ね２０～３０年間の中長期的な視点で検討を進め「関東ブロック新広域道路交通計画」（関東地方整備局）が策定され、東埼玉道路を国道１６号から圏央道まで延伸する計画として「東埼玉道路延伸」が位置付けられました。

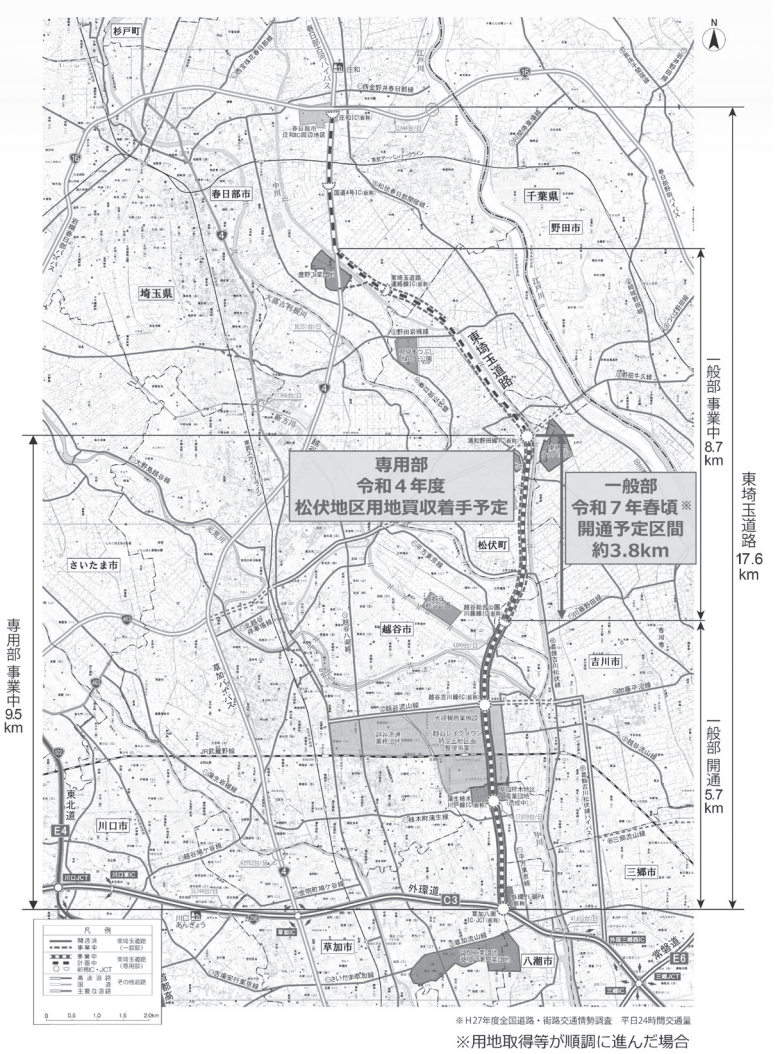

図-3　東埼玉道路 平面図

沿線自治体で組織される「東埼玉道路建設促進期成同盟会（会長：春日部市長）」より東埼玉道路整備促進の要望をいただくなど、東埼玉道路は地元の期待が高い事業です。また、沿線の商工会議所・商工会で組織された「国道４号　東埼玉道路・建設促進連絡協議会（会長：越谷商工会議所会頭）」が令和元年度に発足し地元経済界からも期待されており、様々な方面から期待を受けつつ事業を推進しているところです。

工事では、ＩＣＴ技術の積極的な活用による生産性の向上を図るとともに、地元小学生等を対象とした現場見学会の開催などにより、現場のオープン化を図っています。

写真-1　大落古利根川橋付近

写真-2　東埼玉道路 現場見学会状況

4 東埼玉道路の整備効果

①国道４号の渋滞緩和

東埼玉道路と並行する国道４号バイパスでは、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会で特定された渋滞箇所が連続しています。

また、国道４号東埼玉道路の一般部では、大規模商業施設に近い交差点で、休日に著しい速度低下が発生しています。

東埼玉道路専用部が整備されることで、国道４号バイパスと東埼玉道路一般部の渋滞緩和が期待されます。（写真-3、図-4）

写真-3
国道4号東埼玉道路一般部の交通状況

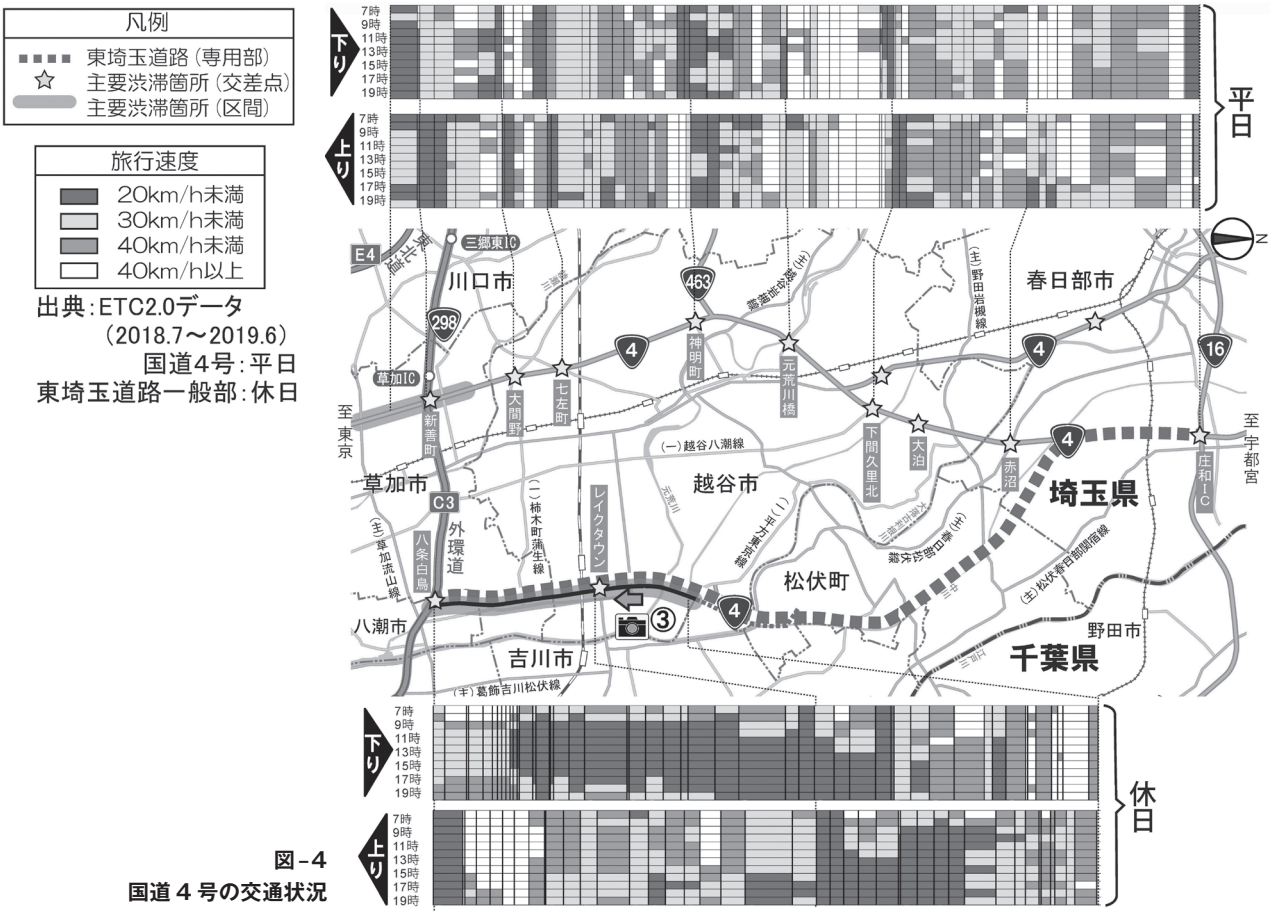

図-4
国道４号の交通状況

②周辺地域の開発支援

東埼玉道路沿線では、大規模な物流センターや大規模商業施設が立地しており、現在も新たな産業団地の開発が進んでいます。

東埼玉道路 専用部が整備されることで、これらの開発を支援し、地域経済の活性化につながります。（写真-4、図-5）

平成16年8月撮影　　令和3年3月撮影

写真-4　草加・越谷市境周辺

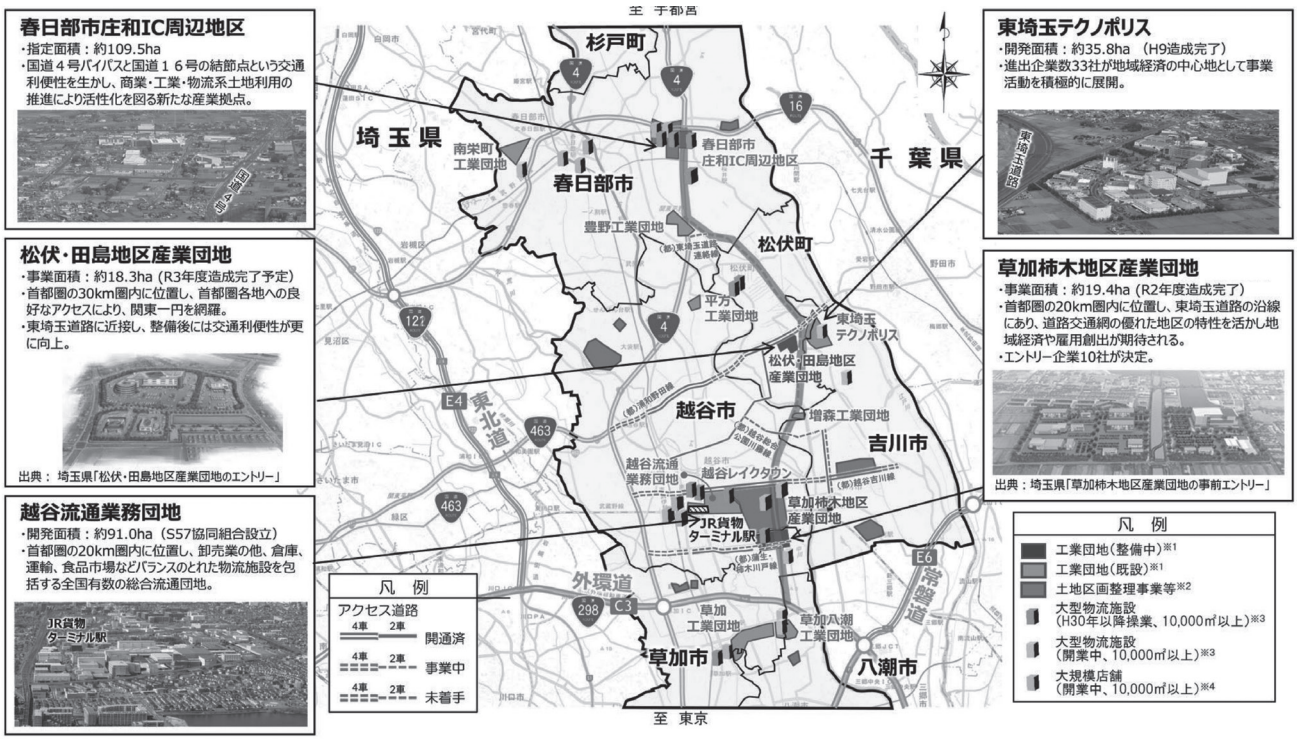

出典：※1「埼玉県工場適地図（平成31年）」　※2「彩の国の区画整理（令和元年6月）」、「春日部市商工振興課」
※3「日本立地総覧2017～2019年版」、「各社HP等」　※4「埼玉県大規模小売店舗名簿　（平成31年4月）」

図-5　東埼玉道路周辺の開発状況

③物流の効率化による生産性の向上

東埼玉道路専用部が整備されることで、円滑な物流を確保でき、千葉県湾岸地区方面から埼玉県東部地域へのアクセス性が向上することで、産業活動の生産性が向上します。

具体的な「東埼玉テクノポリス～高谷JCT間」の所要時間で比較してみると、現況で約５５分かかるところ、東埼玉道路専用部が整備された場合は約３０分となり、約２５分の短縮となります。（図-6、図-7）

所要時間（東埼玉テクノポリス～高谷JCT）
現況 約55分　⇒　整備後 約30分（約25分短縮）

出典：現況　：ETC2.0データ（2018.7～2019.6 全日）
整備後：対象区間を設計速度80km/h、
東埼玉道路（延伸）を設計速度40km/hとして算出

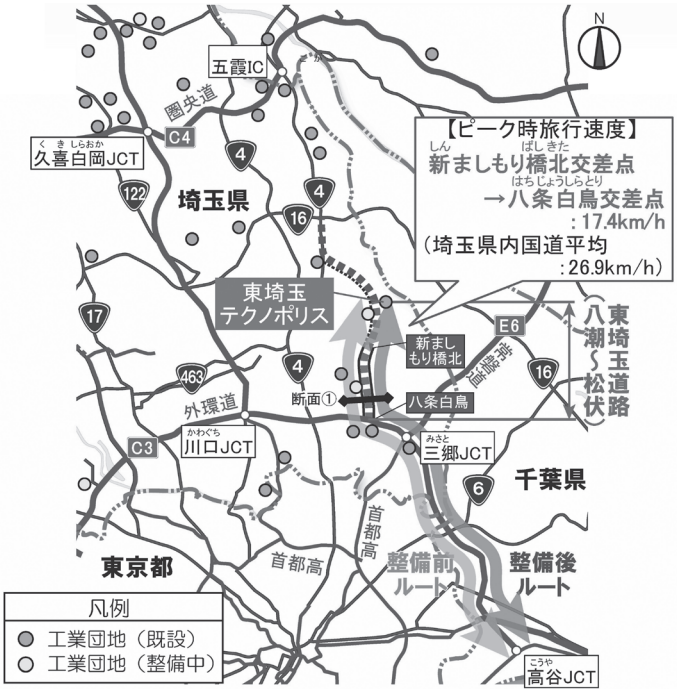

出典：埼玉県工場適地図（埼玉県 平成31年）、いばらきの工業団地（茨城県）、埼玉県企業局、ETC2.0データ（2018.7～2019.6 平日）

図-6　工業団地の立地状況

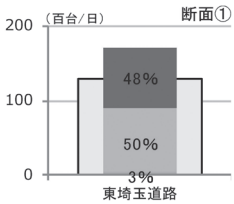

※交通量は2019年2月7日（木）交通量調査結果
※交通容量はH27年度全国道路・街路交通情勢調査の24時間交通量と混雑度から算出
※トリップ長割合はH27センサスベース現況交通量推計結果に基づき、分析断面（東埼玉道路八条白鳥交差点付近（断面①））の通過車両のトリップ長別の割合を整理

図-7　東埼玉道路の交通容量と長トリップ比率

④アクセス性の向上

東埼玉道路専用部が整備されることで、高速道路ＩＣへ１５分以内に到着できる地域が拡大します。

また、専用部と外環道がつながるため、外環道を通じて東北道、常磐道など様々な高速道路へのアクセス性が向上します。

さらに、短距離移動の車両は一般部を走行し、長距離移動の車両は専用部を走行するといった機能分担がなされ、一般部の渋滞緩和が期待されます。（図-8）

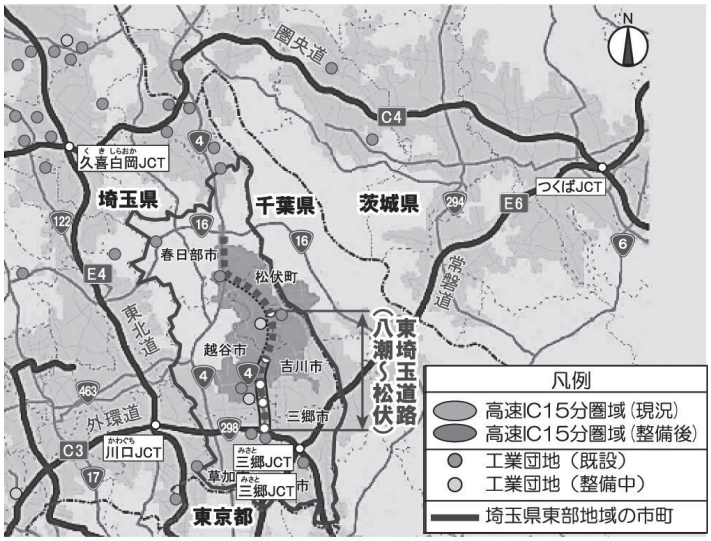

出典：埼玉県工場適地図（埼玉県平成31年）、いばらきの工業団地（茨城県）
ETC2.0データ（2018.7～2019.6）
速度：昼間12時間平均旅行速度（データが取得できない区間は10km/hで設定）

図-8 高速 IC への 15 分圏域

⑤災害時に機能する道路

近年の豪雨災害や台風では、国道４号バイパスにおいて冠水による通行止めが発生し、長時間に渡って緊急車両やトラックが通行できなくなりました。

東埼玉道路専用部が整備されることで、浸水が想定される区間を避ける道路ネットワークとして機能し、災害時の支援活動や物資輸送に役立ちます。（写真-5、図-9）

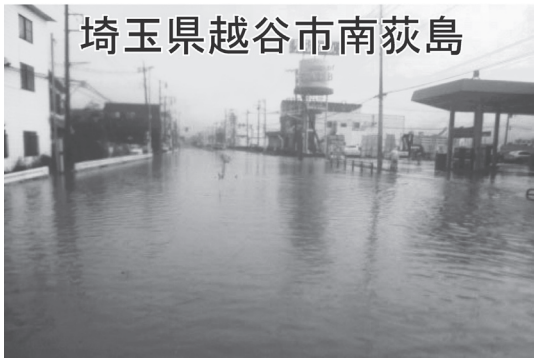

写真-5 平成２７年９月関東・東北豪雨の国道４号の冠水（平成２７年９月撮影）

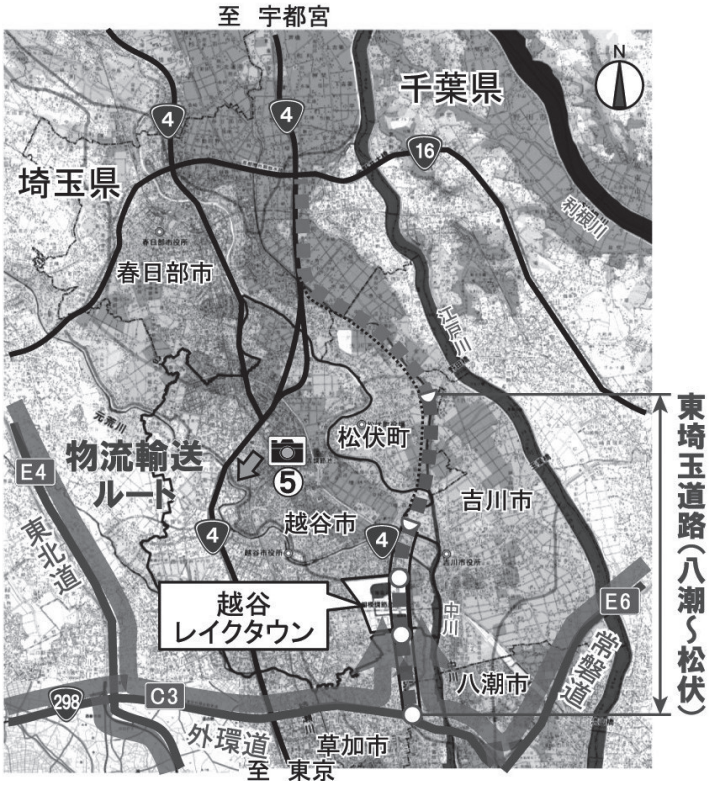

図-9 利根川氾濫時の浸水域

凡例
【浸水区域】
0.5m未満の区域
0.5～1.0m未満の区域
1.0～2.0m未満の区域
2.0～5.0m未満の区域
東埼玉道路（専用部）
物資輸送ルート

出典：越谷市洪水ハザードマップ
広域版（2008.7）を基に作成

5 おわりに

北首都国道事務所は、より安全・安心な社会の基礎となる道路網の構築などを行うとともに、地域の皆様と連携し、地域の期待と信頼に応えるべく、東埼玉道路事業を着実に進めて参ります。

東埼玉道路周辺の産業団地整備について

埼玉県企業局地域整備課

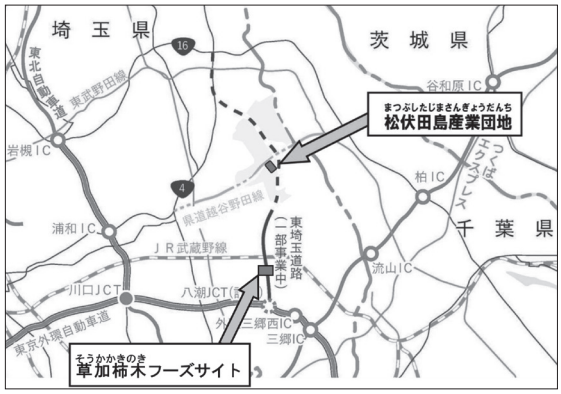

埼玉県企業局では、産業団地を整備・分譲する「地域整備事業」を実施しています。

地域整備事業は、圏央道の県内全線開通などにより高まる企業の立地ニーズに対応するため、平成19年度から圏央道沿線地域での整備に着手し、その後、平成27年度から整備対象地域を圏央道以北に拡大、現在では県内全域を対象に整備を進めているところです。

平成19年度以降、９地区、約200haの産業団地の整備を完了しておりますが、国道４号東埼玉道路周辺では、令和２年度に完了した「草加柿木フーズサイト」、現在工事中で今年度中に完了予定の「松伏田島産業団地」の２地区で整備をしています。

いずれの地区も、東埼玉道路の開通によって高まる立地ポテンシャルを活かし地元草加市、松伏町と連携して整備するもので、東埼玉道路整備との相乗効果も期待され、産業集積による地域経済の発展や新たな雇用の創出などに大きく貢献するものと考えています。

ここでは、上記２地区の産業団地について概要等をご紹介させていただきます。

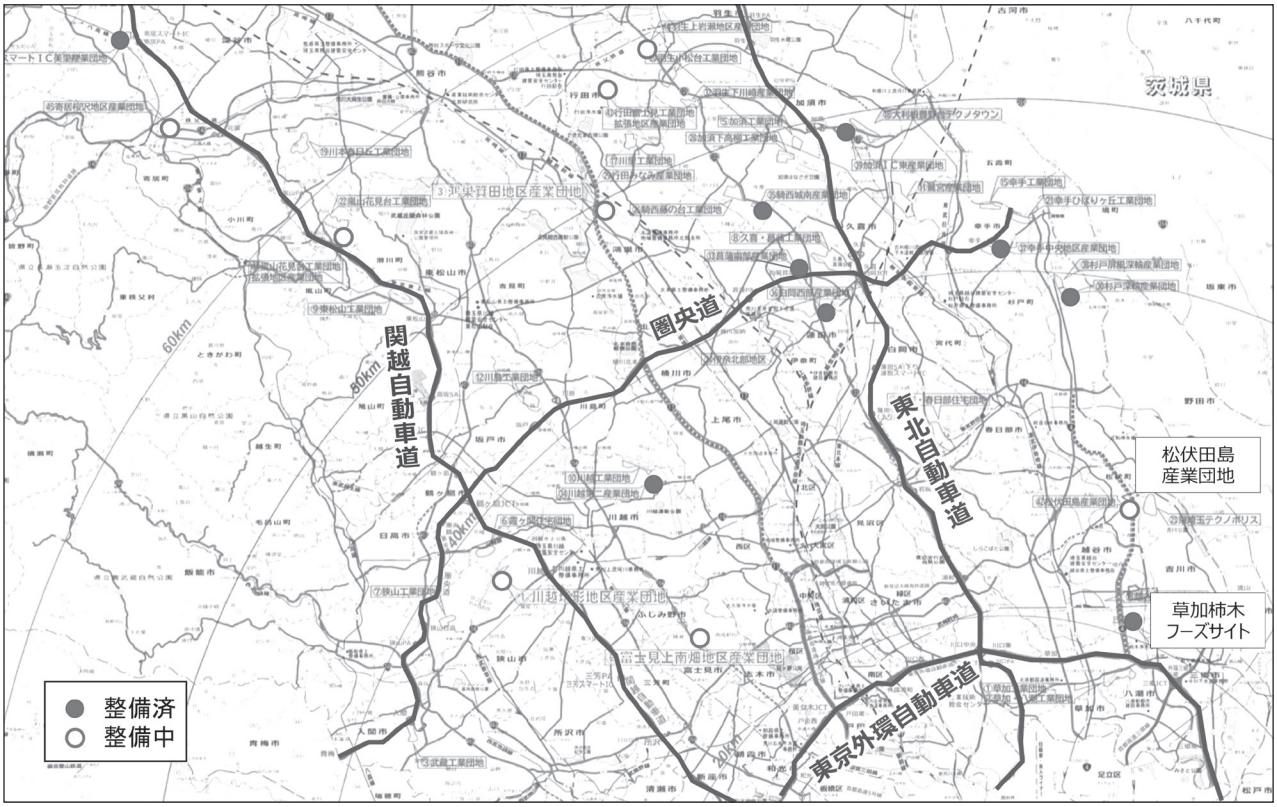

産業団地整備位置図（平成19年度以降）

草加柿木フーズサイト

「草加柿木フーズサイト」は、東埼玉道路に隣接し、東京外環自動車道草加インターチェンジから約４㎞と交通アクセスに恵まれ、県企業局柿木浄水場の工業用水の利用も可能な地区で、様々なインフラを備えた産業団地です。企業局で初めて、造成前に企業募集を行い、企業の希望に合った区画を整備する「エントリー＆オーダーメード方式」を採用し、既に全区画の分譲を完了しています。

施工場所：草加市柿木町地内
事業面積：約194,000平方メートル
分譲面積：約163,000平方メートル
事業期間：平成29年度～令和２年度
総事業費：約150億円

主な工事

- **本体整備その１工事**
- **本体整備その２工事**
- **調整池地盤改良工事**
- **調整池築造工事**
- **公園整備工事**
- **緑地整備工事**
- **工業用水配管布設工事**

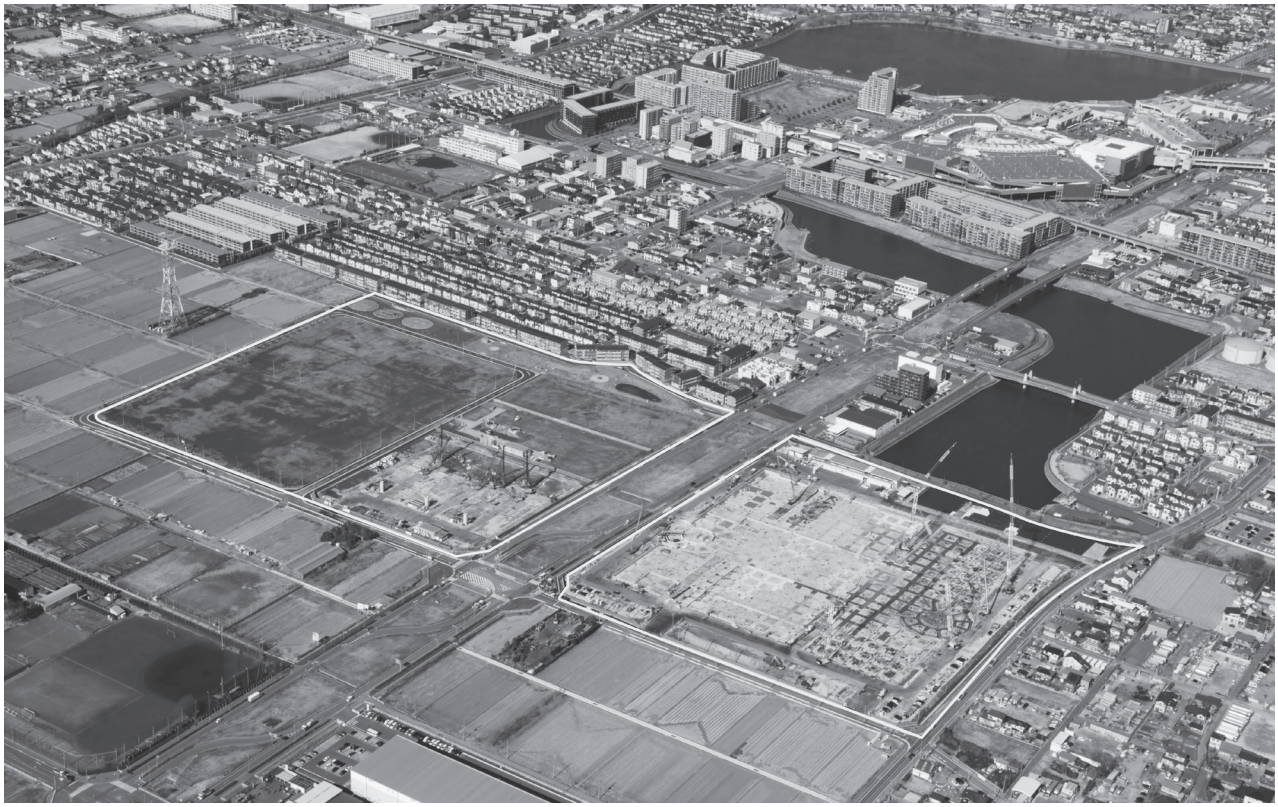

草加柿木フーズサイト全景写真

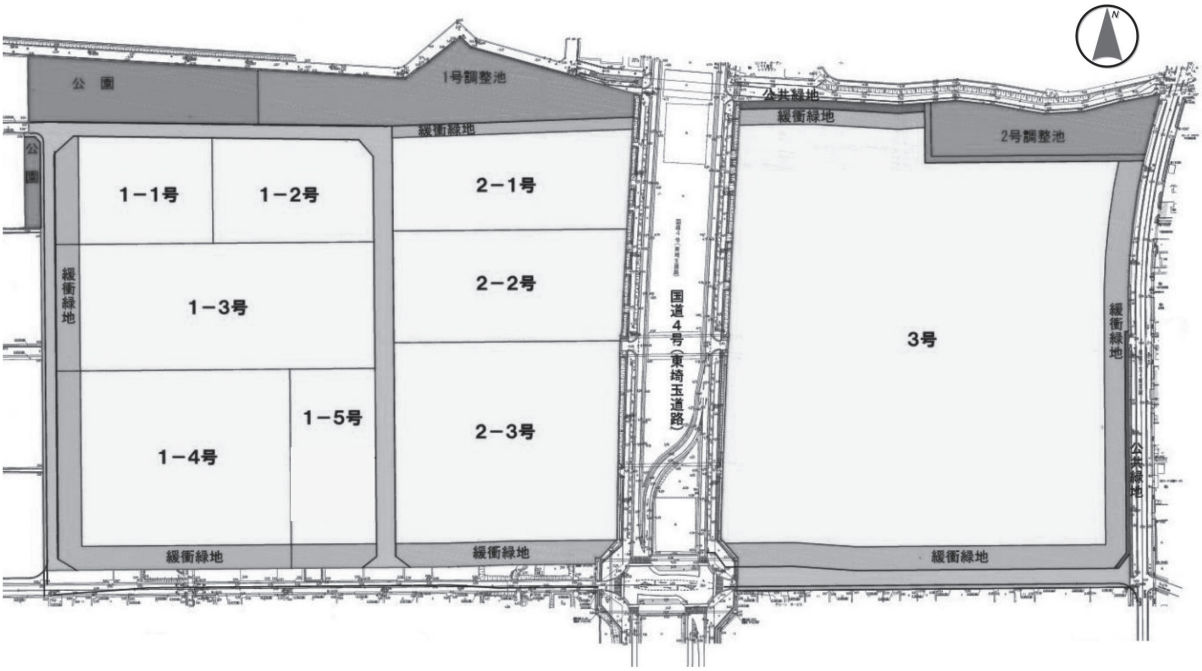

草加柿木フーズサイト土地利用計画図

造成工事は令和２年度に完成しており、公園等の公共施設については草加市へ引渡し既に供用されています。分譲区画についても令和３年９月までにすべての区画の引渡しが完了しました。

公園は既に県民の憩いの場となっており、多くの方にご利用いただいています。また、調整池については、周辺環境や安全性への配慮からＰＣ製の密閉型を採用しており、今後、地元草加市において調整池の上面利用に係る整備が予定されています。

ＰＣ調整池（貯留容量　18,544㎥）

産業団地北西に位置する公園

松伏田島産業団地

「松伏田島産業団地」は、県道越谷野田線に隣接し、東埼玉道路（事業中）から約0.1㎞、東京外環自動車道三郷インターチェンジから約11㎞と交通アクセスに恵まれた地区で、県企業局で２例目の「エントリー＆オーダーメード方式」を採用した産業団地です。既に全区画の分譲を完了しており、令和３年度中の完了を目指して現在造成工事を施工中です。

施工場所：北葛飾郡松伏町大字松伏、田島地内
事業面積：約183,000平方メートル
分譲面積：約150,700平方メートル
事業期間：平成30年度～令和３年度
総事業費：約66億円

主な工事

- **調整池本体築造その１工事**
- **調整池本体築造その２工事**
- **調整池施設築造工事**
- **本体整備その１工事**
- **本体整備その２工事**
- **公園整備工事**
- **周辺整備工事**

松伏田島産業団地全景写真

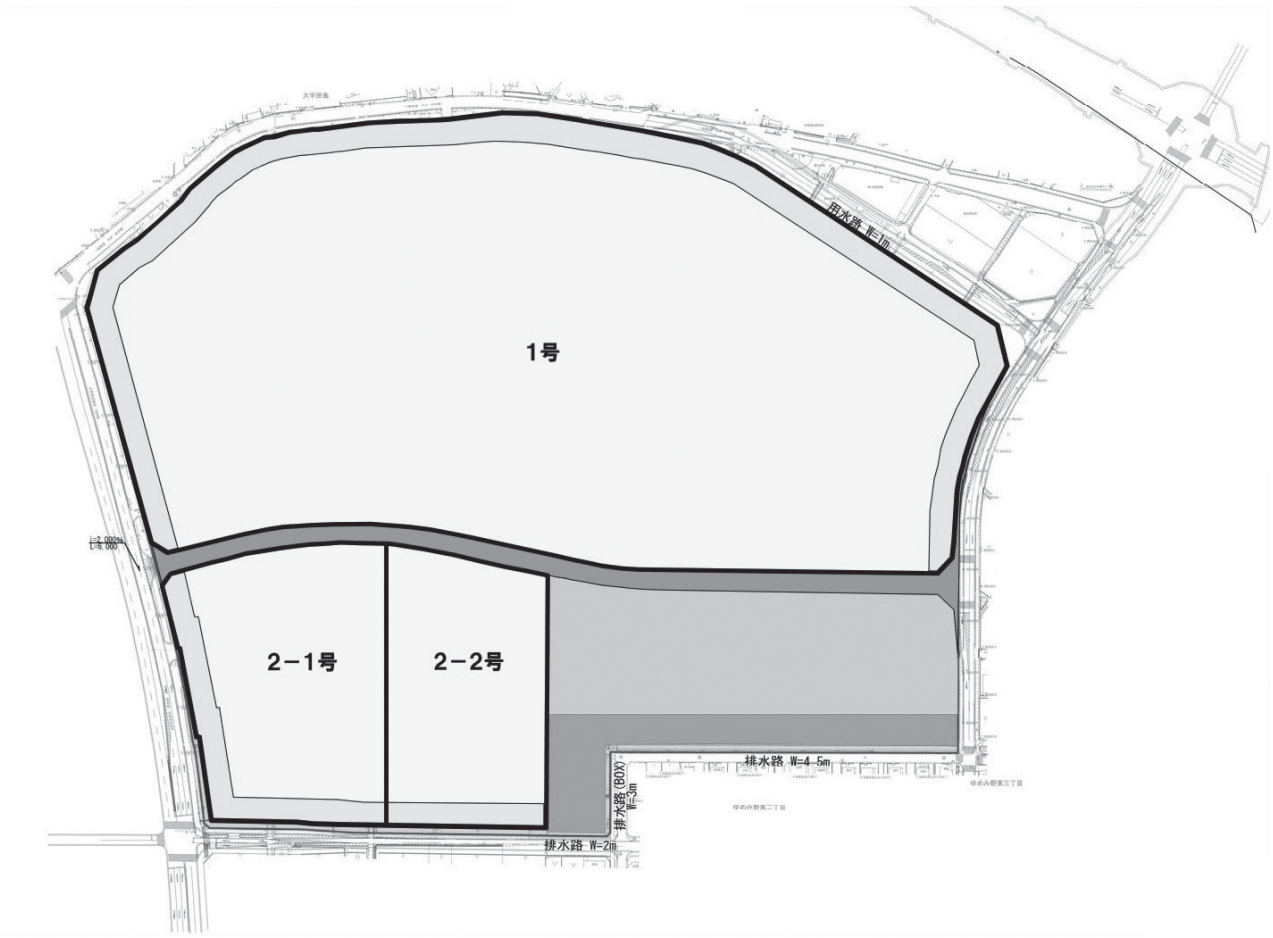

松伏田島産業団地土地利用計画図

現在は、道路、宅地造成などの本体整備工事などが完了し、調整池施設築造工事、公園整備工事などを施工中であり、令和３年度末の完成を目指しています。

また、調整池では、コスト縮減、工期短縮の観点から企業局の産業団地で初めてＰＣ壁体を採用しました。既に、ＰＣ壁体の設置工事は完了しており現在は調整池の掘削を進めています。

ＰＣ壁体を採用した調整池の施工状況

今後の産業団地整備

今回ご紹介した産業団地は、いずれの地区も分譲企業内定後に辞退の申し出を受けた区画が発生しました。

しかしながら、再募集に当たっては多くの企業から応募をいただき、全ての区画の分譲企業が決まったことは、東埼玉道路沿線という地理的な条件に恵まれた地区であったことが、企業ニーズに合致したものと考えています。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、景気の先行きは非常に不透明な状況となっています。一方で産業団地の整備は、地域経済の発展や新たな雇用の創出などに大きく貢献するものと考えており、地域経済を下支えする産業団地の役割は大きいと考えています。

今後、新たな産業団地の地区選定に当たっては、県で進めている「あと数マイルプロジェクト」等と連携した方策も検討しています。東埼玉道路をはじめとする県内で新たに整備される幹線道路の沿線に企業誘致をすることで、道路整備との相乗効果も期待され、それぞれの事業がより進みやすくなるものと考えています。

産業団地の整備は市町村との共同事業で進めていきます。地元市町村との連携を十分に図りながら今後も積極的な産業団地整備に取り組んでいきます。

立地企業の建築工事が進む草加柿木フーズサイト

道づくりはまちづくり、そして幸せづくりへ

参議院議員　西田　実仁（まこと）

このたびは、貴「建産連ニュース」への寄稿をお許しいただき、誠にありがとうございます。埼玉県建設産業団体連合会の星野博之会長をはじめ、建産連の皆様にはかねてよりご指導、ご支援を賜り、ただただお礼するばかりのところ、このようなありがたい機会を頂きましたことは、感謝してもしきれません。

私は、つねづね「道づくりはまちづくり、そして人々の幸せづくり」と思って取り組んでおります。「道づくりはまちづくり」とは、三郷の木津市長の受けうりですが、単なる道路の誘致だけではないことを教わりました。人々が暮らすまちづくりをいかに進めるか、そのためにはお年寄りや障がいをお持ちの方もスムーズに移動できる“足づくり”も欠かせません。

このたび、東埼玉道路の新規事業化に至るまで、並行して東部５市１町（三郷、八潮、草加、越谷、吉川、松伏）、そしてさいたま市の首長の皆さんとご一緒に、『新しいモビリティサービスによる「まち」づくり協議会』（略称MaaS協議会）を進めてきたのは、この「道づくりはまちづくり」との思いが強かったからです。そして、まちづくりは言うまでもなく、そこに暮らす人々の幸せづくりへと結実しなければ意味がありません。高速道路が通って、生活道路への渋滞回避の自動車が減り、事故が減った。高速道路の開通により、沿線に産業団地が造成され、地域に働く場が増えた。高速道路の高架下を活用した自動運転網により、足が不自由でも街中へ、病院へ行くことがおっくうではなくなった･･･。そのプロジェクトは、まだ始まったばかりです。これからも、建設産業団体連合会の皆様とご一緒に、さいたま市＋東部５市１町の開発実証を埼玉全県へと広げ、さらには東日本、全国へと、埼玉が地方創生回廊の要として重要な役割を果たせるよう、私自身、精進して参ります。

“団･熱･材”がプロジェクト推進の鍵

冒頭からいきなり、皆様にお伝えしたい私の思いをはき出させていただきました。ここからは、東埼玉道路の事業化に至るまでの道のりを振り返り、今後の新規プロジェクト実現への教訓を学びたいと思います。その後、地域の足を確保する試みを紹介、さらには県内の新たな道路ネットワーク“田の字構想”や、道路を作るだけではなく、維持していくための“老朽化対策”についても、触れたいと思います。

東埼玉道路への思いは、１７年前に初当選させていただいた折り、松伏町のある先輩議員から言われた一言から始まっています。それは、町内の生活道路が直しても直しても、傷んでいく。本来、国道４号を通るべき大型トラックが、渋滞を避けるために、町内の生活道路に進入してくるからだ、と。

参議院の国土交通委員会でも取り上げましたが、当選間もない私は、すぐにできることとして、進入禁止の看板設置を要請しました。ただ、根本的な渋滞解消、そして交通事故をなくすには、東京に用のある車両は、高架の高速道路を利用いただき、地元に用のある車両は一般道を通って頂く、と上下で分ける必要があることは薄々気づいていました。

とはいえ、当時は議員になってから日が浅く、何からどうしていけばよいのか、手がかりさえありませんでした。東埼玉道路は、一般部と同様、３０年前ほどに都市計画決定されながら、一向に動きがありませんでした。事が動き始めたのは、２０１７年１２月。国交省と埼玉県副知事、関係市長らとの協議が始まってからです。その後、国交省との勉強会を開催し、埼玉県内の道路事情について、わが党の地方議員にも理解を深めてもらい、国交大臣には現場視察を依頼。東部首長の皆さんとの意見交換会も行いました。常に考えていたことは、関係する自治体の皆さんが一致団結して取り組めるような環境を作ること。そして、国交省に対して、そうした地元自治体の団結の姿勢を焼き付けることです。２０１９年１月の懇談会はその一つでした。

私は、東埼玉道路のような大きなプロジェクトを成功させるには、三つの要素が不可欠だと今回の件から学びました。すなわち、まず関係自治体の皆さんの“団結”。そして、政治や行政だけでなく、民間（住民）の方々も含めた実現への“熱”、そしてそれらを有機的・立体的につなぎ合わせる“人材”。三つ合わせて、“団・熱・材”と呼んでいます。この“団熱材”があったからこそ、事業規模2,000億円という、当時の新規プロジェクトでは群を抜く「東埼玉道路」が事業化されたのではないか、と考えています（表1）。

表１　令和２年度（直轄道路事業）新規事業化箇所　ベスト５

都道府県	路線名	区間	延長	全体事業費
埼玉県	**一般国道４号**	**東埼玉道路（八潮～松伏）**	**9.5km**	**2,000 億円**
三重県	一般国道 23 号	鈴鹿四日市道路	7.5km	840
石川県	一般国道 8 号	海側観戦（今町～鞍月）	5.6km	650
長野県	一般国道 153 号	伊駒アルプスロード	11.6km	620
熊本県	一般国道 57 号	大津熊本道路	9.1km	530

“団熱材”の二つ目である“熱”は、２０１９年９月に東埼玉道路・建設促進連絡協議会として結成された民間組織による陳情です。八潮市から茨城県五霞町までの商工会議所、商工会１１団体が参加し、翌１０月には期成同盟会と合同で、国交大臣、道路局、関東地整へと要望活動に動き出しました。とりわけ、建産連傘下の建設業協会越谷支部長の中島美三郎氏が音頭を取り、１１団体の会頭が陳情に行けるよう、纏めて頂きました。やはり、政治家や行政だけがいくら道路誘致を叫んでも、地元の経済界、住民の皆様を代表する議員の皆さんが積極的に推進していただかないと成就しません。民間組織による東埼玉道路誘致の動きは、国交省道路局内でも大いにその熱を感じていただけました。関係する皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。そして“団熱材”の三つ目の人材は、関係者の皆さんに適時的確に情報を提供し、方向付けをしていただける方がおられたことです。地方議員の方々、秘書の皆さんの役割はとても大きいものがあります。

埼玉が変わった、という姿勢を見せる

とはいえ、途中、紆余曲折はもちろん、ありました。財政当局からは、国交省から上げてきても、新規事業化の予算付けには常に慎重ですし、そもそも、Ｂ／Ｃ（便益と費用の比）の数字が悪いので、事業化は難しいという発言も、当の国交省からも寄せられました。率直に申し上げて、当時（2019年秋頃）、国交省道路局内に、埼玉県内の道路事業を積極的に応援しようという気運は必ずしも高まっていないように見えました。

これまでは、埼玉県内の道路は、関東周辺から東京への通過地点として、それほどの苦労をせずとも事業化されてきた経緯があったのは否めません。道路大会などへの出席も、埼玉県は他県に比べて少ない、との指摘も国交省から受けていました。ここで埼玉が変わった、という姿勢を見せるしかない。それには、知事が先頭に立って陳情する必要がある、と考え、２０１９年１１月には当時の副知事に①大野知事の国交大臣への要望、②関東地整と県庁との打ち合わせを要請、その際、山口泰明先生にもお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。そして、１２月には知事の大臣要請が実現し、大臣からは「埼玉県東部地区道路検討会」の開催を明言いただき、事業化に大きく動き出しました。

ただ、その途中には、財務省の厳しい姿勢のためか、国交省から「新規事業化は、外環道から越谷までの1000億円ほどでいかがか」との慎重な意見も聞かれましたが、「少なくとも、東埼玉テクノポリスがある松伏まで延伸しないと意味がない」と強調したことを覚えています。言った手前、責任がありますので、もちろん、財務省にもなぜ必要なのか、という折衝は幾度も重ねました。

なぜ、少なくとも松伏までなのか。それは、外環道の激しい渋滞が原因です。とりわけ、三郷～美女木間。渋滞の緩和には、越谷市神明北交差点で止まっている県道浦和野田線を野田橋まで延伸し、東埼玉道路と交差させ、八潮ジャンクションからの下りの車両の流れを東北道・浦和インターと野田方面に分散させてはどうか、と考えました。もちろん血税です。目先の予算を削って、後の効果が損なわれるのでは、かえって税の無駄遣いになる、という思いがありました。ちなみに、県道浦和野田線の早期整備のための議連が自民党、公明党の県議会議員の皆さんで設立されています。なお、当然のことながら、この東埼玉道路は松伏町で終わってよいわけではありません。P20の「計画図」にあるように、春日部方面へのさらなる延伸を目指して参ります（P20図中の〇〇〇で示した箇所）。

P-MaaS誕生

こうして、２０２０年３月には東埼玉道路自動車専用部（八潮～松伏間）の新規事業化が実現しました。

ただ、冒頭にも申し上げましたとおり、単に道路を誘致することに取り組んできたわけではありません。道づくりはまちづくり、そしてそれは人々の幸せづくりにつながらなければ意味がありません。国交省内で東埼玉道路の検討が始まろうとしていたときに、関係する東部５市１町の首長の皆さん、そして、お隣のさいたま市長にも加わって頂き、「新たなモビリティサービスによるまちづくり協議会」（略称MaaS協議会）を２０１９年６月に設立することに関わりました。

さいたま市＋東部５市１町の人口は約２４０万人。埼玉県の総人口の３分の１を占めます。街中か

ら離れた郊外に大規模な集合住宅があり、そこに住まう人々の高齢化は顕著です。今後、街中で買い物をするにも、病院にも行くにも、行政の窓口に出かけるためにも、地域の足を確保することは欠かせません。高齢者や障がいをお持ちの方々の足をいかに確保するか。高齢による自動車の運転免許の返上、それに代わる行政のコミュニティバスは、ドライバー不足や厳しい財政事情から、持続可能性には疑問符が投げかけられています。そこで、各自治体の連携により、駅や病院、ショッピングセンターなど「拠点」をつなぎ、いつでも、どこでも、だれでも、マイカーなしでも、移動に困らないまちをつくろうと、この協議会は始まりました（図1参照）。

行政主導のMaaS、すなわち P-MaaS 協議会の模様

このMaaS協議会の会長には、さいたま市の清水市長に就いていただき、三郷から松伏までの５市１町の首長から構成されています。アドバイザーには、石田東生筑波大学名誉教授（国交省社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会長でもある）に依頼しました（余計な話ですが、就任のお願いに上がった際のどきどき感はいまでも忘れられません）。MaaSそれ自体は、全国各所でその試みが始まっていますが、それぞれの地域課題を解決するための行政によるMaaSは大変に珍しいと聞いています。その名はP-MaaS（= Public-MaaS）です。

図１　協議会のコンセプト（考え方）イメージ

MaaS 協議会の構成自治体の人口は約 240 万人（さいたま市＋東部５市１町）

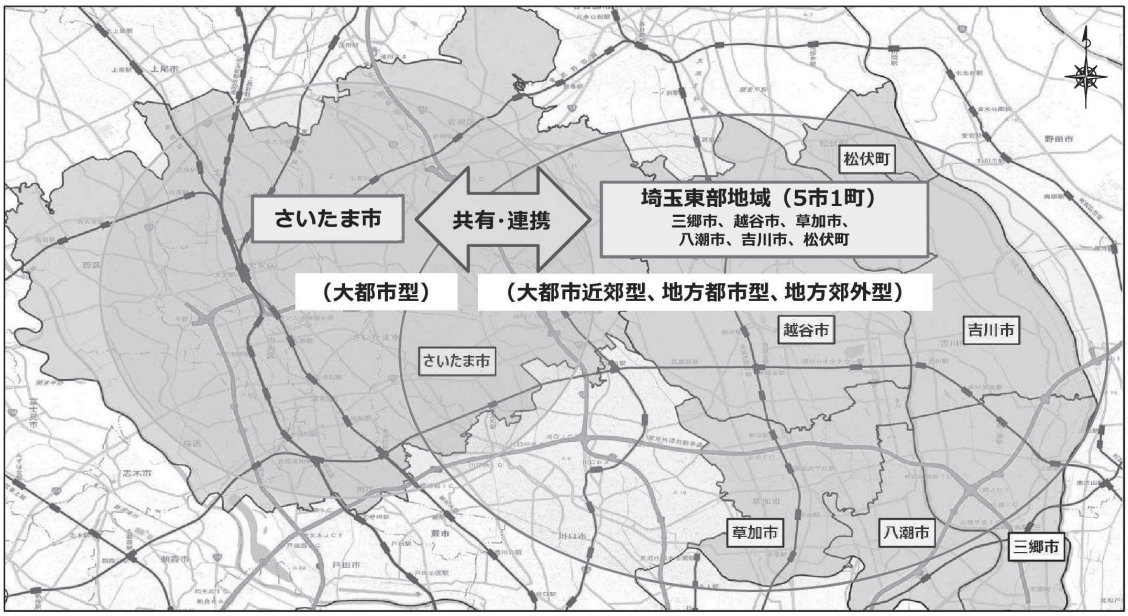

コンセプト

①「移動」の自由を確保
- シームレス（いつでも、どこでも、だれでも）
- マイカー無しでの生活の実現
- 最適な移動手段を選択

②「拠点」をつなぐ
- 駅、病院、市役所等の拠点を繋ぐ
- 交通結節点機能の充実

③各自治体間の「連携」
- 各自治体が連携する広い範囲での取り組み

今後の地域づくりの核

⇒地域交通の再構築

⇒まちづくりの見直し　～移動に困らない「まち」～

自動運転の公道上での実証実験

このP-MaaSでは、専門家によるご講演をお願いするほか、６市１町の移動課題やコロナ禍の行動変化とそれへの対応についても検討を進めています。昨年１月には、東京大学柏キャンパスで次世代モビリティ（自動運転車両）の試乗会を開催、電動キックボードや電動シニアカーも試乗しました。今年に入ってからは、さいたま市において新都心周辺から大宮区役所までの自動運転（写真参照）、三郷市内では団地内での電動車椅子の実証実験も行っています。

今年２月に行われた公道上での自動運転車両試乗会

そして、今後は東埼玉道路の高架下を活用した自動運転車両の運用、その郊外地域への展開もイメージしながら、地域の足を確保する開発実証に取り組んでいきたいと考えています。その第一弾が総務省の「ローカル５Ｇ実証実験」です。これは、「課題解決型ローカル５Ｇ等の実現に向けた開発実証」の一環として、民間コンソーシアムが「道路における災害時の被災状況確認の迅速化、および平常時の管理・運営の高度化に向けた実証」を行おうとするものです。東埼玉道路を舞台に、災害時はもちろん、平常時においても、道路システムのDX（デジタル・トランスフォーメーション）化を目指す実証実験でもあり、私も全面的に応援しています。

西田まことの“田の字構想”とは

東埼玉道路の効果・効用は、埼玉県東部地域にのみとどまるものではありません。東埼玉道路から埼玉県内の新たな「東西軸」へ、西田実仁の“田の字構想”が続きます。埼玉県内では、渋滞が多く、事故も多いのは、外環道、圏央道、関越道、東北道に囲まれた大きな口の中、と言われます。この大きな口を閉じる、すなわち“田の字”を描くように、新たな南北、東西の機能軸を設けることこそ、私の“田の字構想”にほかなりません。もちろん、県北にも渋滞が多く、事故が最も多い地域もあり、例えば「本庄道路」の整備促進にも力を入れています（写真）。災害に強い幹線道路ネットワークには、ほかにも力をいれるべき箇所もいくつもあります（次ページ「計画図」参照）。ただ、ここでは、県内でとくに渋滞の激しい国道４号、17号、川越、所沢地域の道路整備について、私の考えを述べたいと思います。

期成会会長の吉田信解本庄市市長から赤羽国交大臣（当時）へ要請（８月24日）

P21図２をご覧ください。機能軸①は、東埼玉道路の圏央道までの延伸、機能軸②は2016年に石井国交大臣に申し入れた後、与野・上尾南間が事業化した新大宮上尾道路の圏央道までの延伸、機能軸③は首都高新都心線のさいたま見沼から東北道までの延伸、そして県道浦和野田線を延伸し、東埼玉道路を経由して、中川を渡り、三郷スマートインターチェンジまでつなげば、首都高から常磐道まで、県内東西軸の東側となります。ちなみに、国交省「第三回埼玉県渋滞ボトルネック検討ワーキ

■埼玉県内の広域道路ネットワーク計画図

R3.4.1 時点

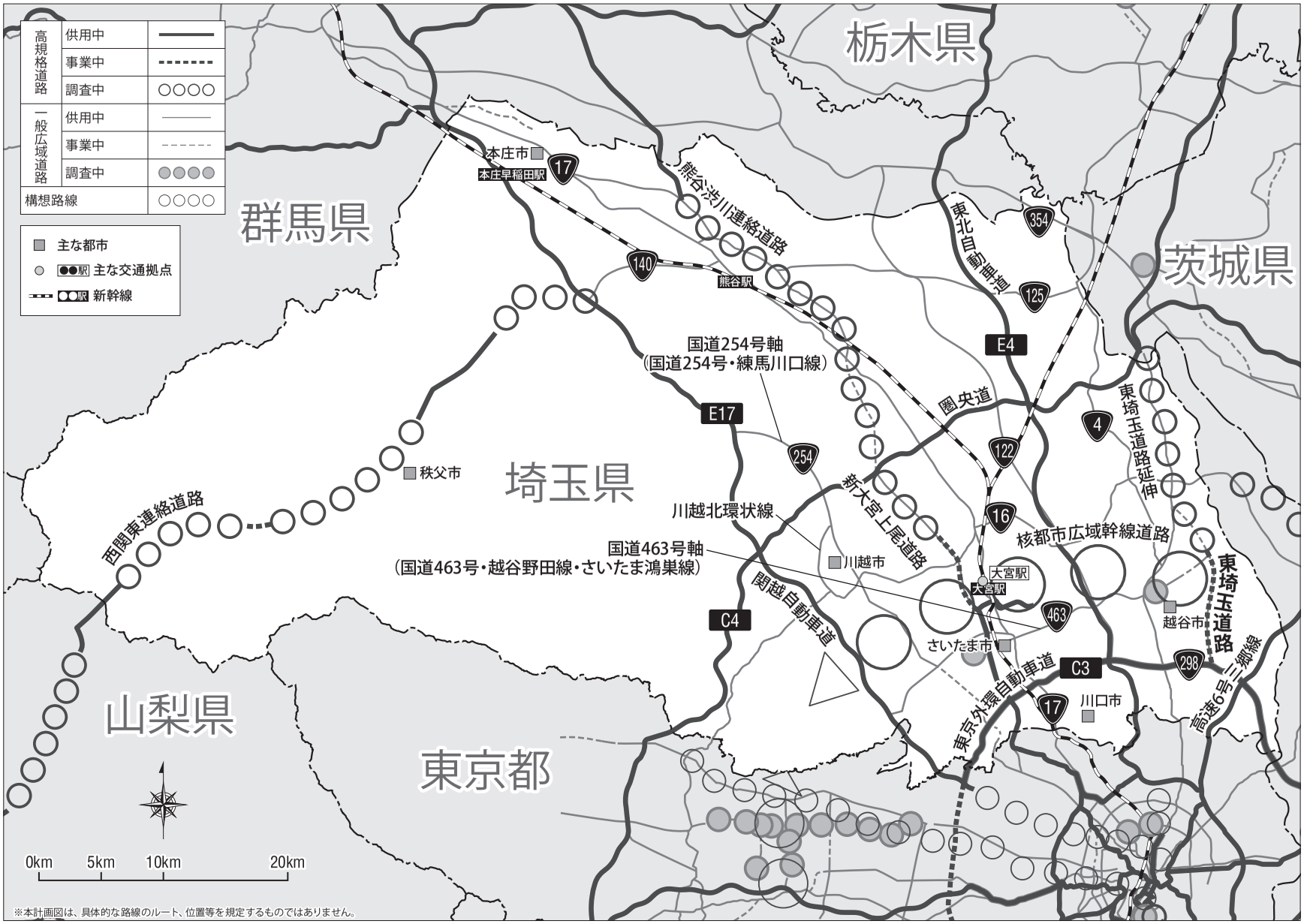

ングループ」報告書には、「埼玉新都心～東北道を始めとして東西軸の効果的な対策等の検討を進める」と記載されています。

一方、首都高与野ジャンクションから西に伸ばして関越道までつなげれば、県内渋滞箇所として知られる川越、所沢を経由した東西軸③、すなわち、“2・5環状”道路が完成することになります。渋滞と事故の原因である、県内の“大きな口”は、田の字を描く南北、東西軸により、塞がれることになります。

この「田の字構想」を実現できれば、北海道・東北・山形・秋田・上越・北陸の各新幹線が発着する大宮駅と直結する大宮バスターミナルが主要な高速道路と繋がり、東日本と西日本を結ぶ重要な交通結節点となります。大宮バスターミナルは国交省道路局にとって大きな国家的プロジェクトとして位置付けされています。

※ 矢印は具体的なルートを示したものではありません。　国土交通省の資料より作成

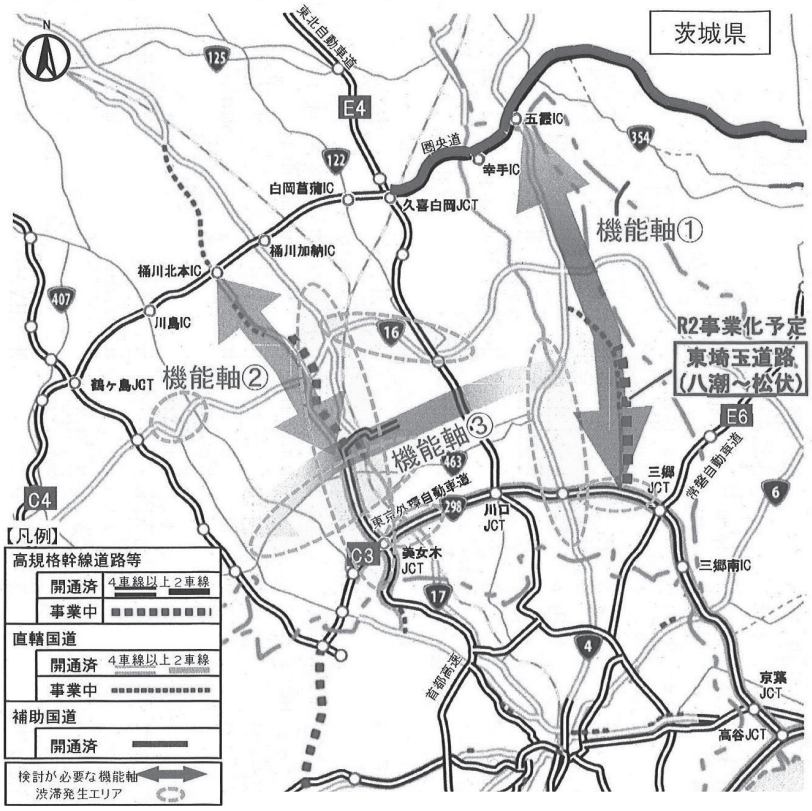

図２ 渋滞ボトルネック検討

圏央道、外環道、関越道、東北道の“大きな口”を閉じれば、
渋滞を緩和し災害時にも命を守る道路となる

人口が減るのになぜ道路か

もちろん、これはあくまで構想であり、実現するまでには相応の困難が伴うことは覚悟が必要です。ただ、この“田の字構想”について、ある勉強会で話をさせていただいた際、聴衆から「今後、人口が減るのに、なぜそんなに道路が必要なのか」という単刀直入のご質問をいただきました。私は、道路を作ることだけが目的ではなく、まちをつくり、そこに住まう方々の幸せづくりにつなげることが目的である、と言ったうえで、これまで道路を整備することで、進出する企業が増え、働く場が増え、さらには税収も増えて、福祉や教育のために使えるお金が増えることを強調させていただきました。そして、道路を作って終りではなく、それを大事に長く維持するためのいわゆる「老朽化対策」がもっと大事であることも、訴えさせて頂きました。

表2をご覧ください。都道府県別の本社移転の増減のランキングです。転入超過は埼玉県が全国トップとなっています。ランキングを公表している帝国データバンクによれば、埼玉県が過去１０年、転入企業の

表２ 都道府県別本社移転の増減（転入超過数）ランキング
（2011～2020 年累計）　帝国データバンクの資料より抜粋

順位	都道府県	転入	転出	転入超過数（転入－転出）
1	埼玉県	2,130	1,548	582
2	神奈川県	2,473	1,938	535
3	千葉県	1,446	1,139	307
4	兵庫県	948	796	152
5	茨城県	406	270	136
6	福岡県	524	451	73
7	奈良県	267	196	71
8	長野県	178	124	54
9	滋賀県	198	149	49
10	宮城県	223	177	46

超過数が全国一多いのは、「都心と北関東・東北や北陸・新潟・長野方面との中間に位置し、鉄道や高速道路といった交通インフラが充実している」ことをその理由に挙げています。

また、幹線道路沿線工業地の地価動向（グラフ1）もご覧ください。四車線化が進む圏央道沿線通過自治体の工業地地価は、平成２８年から令和２年までの四年間で１６％増と全県平均１１％増を大きく上回っています。東埼玉道路沿線自治体の工業地地価も、同様に１０％増となっていますが、全県平均にはまだ及んでいません。今後、道路とともに、周辺の産業団地、道の駅、スマートインターなどが整備されるにしたがって、この工業地地価も上昇→税収増は圏央道を見れば明らかではないでしょうか。

グラフ１　工業地地価動向　埼玉県の資料より抜粋

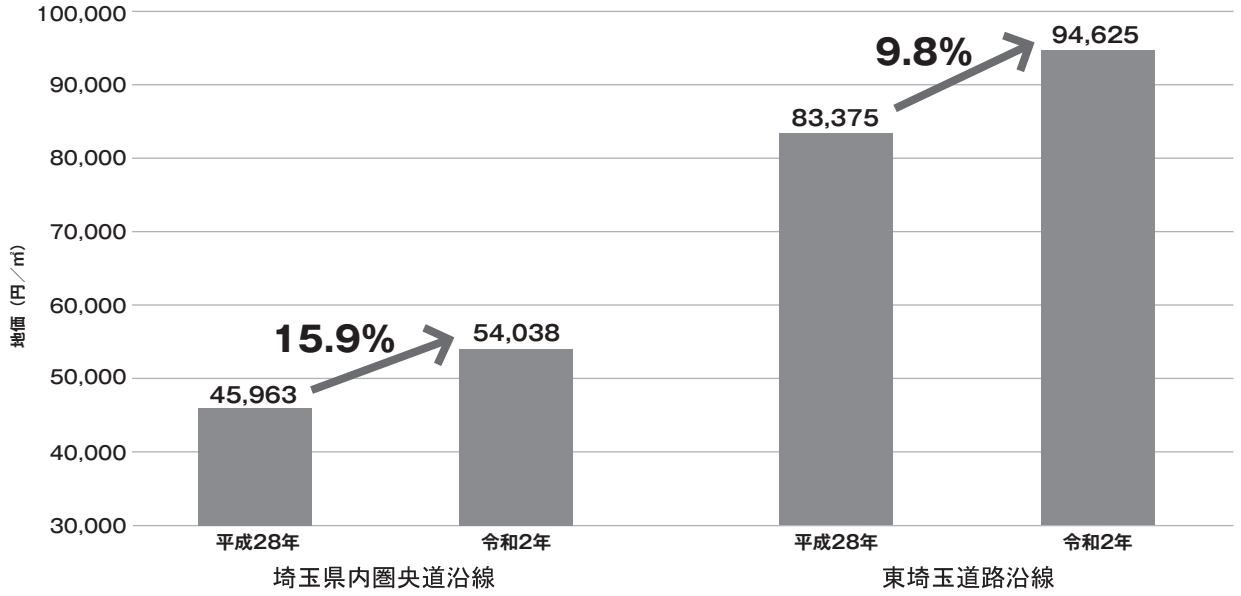

命を守る道路とするために

今年度から始まった「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」には、「3か年緊急対策」には対象となっていない事業があります。それは、「老朽化対策」です。一昨年の政府与党連絡協議会の終了後、政府代表として出席していた菅官房長官（当時）に時間をいただき、インフラの老朽化対策の遅れがいかに災害時の命を奪うことになっているか、について私から説明させていただきました。その後、財務省とも協議し、令和２年度には「個別補助制度」が創設されました。社会資本整備交付金のなかでも、“特出し”してインフラの老朽化対策に予算が充てられるようになりました。

ただ、それでも、地方自治体が管理する橋梁などは、早期に修繕が必要な老朽度Ⅲと判定されても、「つくる」ほうが優先され、維持・補修は後回しにされがち。災害時の被害が拡大するケースが後を絶ちません。

私は、野党時代に議員立法「防災・減災ニューディール推進基本法」を参議院に提出しましたが、そこではインフラの総点検を行い、危険な個所から優先して補修、改修するメンテナンスの実施を規定していました。２０１２年末、再び政権与党に就かせていただき、自民党の「国土強靭化基本法」と合体して、「防災・減災等に資する国土強靭化基本法」となりました。その後の道路法や河川法の改正で、定期的な点検、メンテナンスが法的に位置づけられ（2014年度より義務化）、太田国土交通大臣（当時）は「メンテナンス元年」と宣言したほどです。

繰り返しになりますが、個別補助制度（道路メンテナンス補助）だけでは老朽化対策は加速しません。やはり、当初予算とは別枠で予算を確保し、計画的・集中的に先行投資を行うことで、中長期に見た予算を縮減できる「予防保全」による道路メンテナンスが必要です。別枠の予算を確保しなければ、年々嵩む老朽化対策予算に押されて、新規の高規格道路のミッシングリンク解消事業がおろそかになりかねません。

そこで、私は「インフラの老朽化対策」について、幾度となく国会審議で取り上げてきました。例えば、昨年３月３日の参議院予算委員会では、「来年度までの3か年緊急対策を令和3年度以降も複数年にわたり別枠予算を確保して継続し、かつ3か年緊急対策にこれまで含まれてこなかった老朽化対策をここにしっかりと位置付けるべきである」と当時の安倍総理に質問していました。

その後、昨年６月の「骨太の方針」において、事業規模１５兆円の「5か年加速化対策」を策定、その年末の予算委員会では、重ねて「インフラの老朽化対策について、先行投資をすることで早期に安全確保を実現するとともに、長期的な財政健全化に寄与する」と訴え、菅総理から「計画的な点検、修繕、更新などを行う方式に転換をし、効率的なインフラの老朽化対策に取り組んでいきたい」と答弁を頂戴しました。

そして本年、「5か年加速化対策」に初めてインフラの老朽化対策（約２.７兆円）が盛り込まれました。県内でも、昨年度補正予算に盛り込まれた同事業がすでに始まっています。先日、その老朽化対策の一環である、笹目橋の床板補強の施工状況を視察させていただきました（写真）。

安全ベルトをつけ笹目橋の床板補強の作業について視察

「3か年」に続いて、「5か年加速化対策」を進めるには、納税者の理解を得る努力は絶えず必要です。そこで、国会での質疑を通して、老朽化対策の「見える化」の必要性を訴えてきました。例えば、写真にもあるように、工事現場において、なんのための工事を行っているのかを示す看板の設置（写真）や、橋梁の老朽化と対策の進捗度が視覚化された「損傷マップ」の作成・公表などを国会で質問、これらはすでに実施されています。

「5か年加速化対策」と明記し
何のための工事かを示す工事看板に

最後に、「建産連ニュース」への寄稿という願っても得られない機会をいただいた星野博之会長をはじめ、会員の皆様、ニュース編集者の皆様に重ねて感謝を申し上げ、筆を置かせて頂きます。最後までありがとうございました。

県内プロジェクト紹介❷

春日部市新本庁舎の整備について

春日部市　総合政策部　公共施設事業調整課

1 これまでの経緯

本市の現本庁舎は、昭和45年に建設された旧耐震基準の建物であり、経年に伴う施設の老朽化や窓口の分散化など市民サービスの低下が懸念されています。また、東日本大震災で被災し、補修工事は行いましたが、耐震性能が不十分となっています。そのため、耐震補強と移転建て替えの比較検討など、さまざまな議論を経て、本庁舎の移転建て替えの方針を定めるとともに、移転先の検証を行いました。

また、移転建て替えに当たっては、本庁舎整備における基本理念・基本方針を定めた基本構想、必要な機能を示した基本計画を策定し、基本計画を具体化する基本設計、さらに基本設計を詳細に検討した実施設計を行ってきました。

平成28年4月に発生した熊本地震では、災害時の拠点である自治体庁舎が損壊し、復興活動に著しく大きな影響を与えたことから、あらためて災害時の拠点である庁舎の重要性が取りざたされました。

本市においても、市民の生命や財産を守るため、万が一の事態が起きた場合でも、一刻も早く普段の生活が取り戻せるよう、災害時において拠点となる市役所本庁舎の移転建て替えを早期に実現する必要があります。

また、新しい市役所は、今までのように行政手続きや業務遂行の場というだけでなく、中心市街地という立地を生かし、にぎわいを創出する役割も担う市役所に生まれ変わります。

現在、新本庁舎建設工事については、令和3年8月5日に大林組・東武建設・正和工業特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結し、令和5年9月15日の竣工に向けて順次工事を進めています。

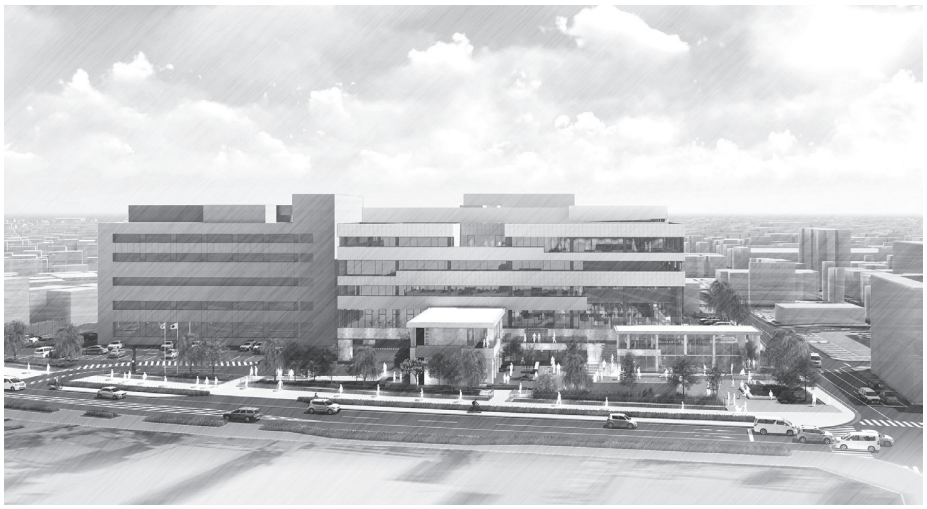

新本庁舎北側鳥瞰

年　月	経　緯
昭和 45 年	現本庁舎竣工
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災
平成 23 年～ 24 年	耐震診断を実施・応急補修工事を実施
平成 24 年～	庁舎に関する庁内検討委員会
平成 26 年 1 月	本庁舎耐震化に関する市民アンケート実施
平成 25 年～ 26 年	市役所本庁舎耐震化有識者会議の報告
平成 26 年～ 29 年	本庁舎整備審議会を設置
平成 27 年 1 月	市役所移転建て替えに関する市民アンケート
平成 27 年 5 月	本庁舎整備基本構想を策定
平成 27 年 12 月	市議会に新庁舎建設検討特別委員会を設置
平成 28 年 5 月	本庁舎整備審議会 答申
平成 28 年 12 月	新庁舎建設検討特別委員会 最終報告
平成 28 年 12 月～ 29 年 1 月	本庁舎整備基本計画（案）に対する市民意見提出手続を実施
平成 29 年 2 月	本庁舎整備基本計画を策定
平成 29 年 3 月 16 日	春日部市役所の位置を定める条例の一部改正
平成 29 年 9 月 12 日	本庁舎整備基本設計業務委託契約を締結
平成 29 年 12 月 1 日～ 22 日	新本庁舎の「まちのコモンスペース」に関するアンケートを実施
平成 30 年 11 月 10 日・11 日	新本庁舎の整備に関する市民懇談会
平成 31 年 1 月 4 日～ 2 月 2 日	本庁舎整備基本設計（案）に対する市民意見提出手続を実施
令和元年 6 月 10 日	本庁舎整備実施設計業務委託契約を締結
令和元年 6 月 25 日	旧市立病院解体工事請負契約および工事監理業務委託を締結
令和 2 年 1 月 11 日～ 25 日	新本庁舎市民説明会（全 5 回）
令和 3 年 2 月	実施設計最終案
令和 3 年 3 月 17 日	旧市立病院解体工事の完了
令和 3 年 8 月 5 日	新本庁舎建設工事請負契約を締結 工　期：令和 3 年 8 月 5 日～令和 5 年 9 月 15 日 受注者：大林組・東武建設・正和工業特定建設工事共同企業体

2 新本庁舎の基本理念･基本方針等

○**基本理念**（基本構想）

- 人に優しく 災害に強い 市民に親しまれる庁舎

○**基本方針**（基本構想）

人に優しい庁舎

・利用しやすい環境を整えます。
・ユニバーサルデザインに配慮します。

災害に強い庁舎

・災害対策拠点として市民の生命や財産を守るため備蓄倉庫や資材スペースを設けます。

環境・経済性に配慮した庁舎

・環境に配慮した先導的な施設として、環境負荷を削減する省エネタイプの設備・機器を導入します。

機能的で効率的な庁舎

・情報セキュリティに配慮した庁舎とします。
・事務の効率化を図るため、機能的な執務環境を整えます。

春日部市にふさわしい庁舎

・市民が交流できる空間を拡充します。
・春日部市の特徴をPRできるスペースの確保に努めます。

○**本庁舎の機能**（基本計画）

(1)**市民利用機能**（人に優しい庁舎）
市民が安心して効率よく手続きなどが行えるようにします。

(2)**議会機能**（人に優しい庁舎）
市民に開かれた議場など、市民の利用のしやすさに配慮します。

(3)**行政機能**（機能的で効率的な庁舎）
円滑な業務連携、業務効率化の向上、執務環境の変化に柔軟に対応できる構造とします。

(4)**防災機能**（災害に強い庁舎）
災害応急対策活動の拠点として必要な構造、設備にします。

(5)**まちのコモンスペース**（春日部市にふさわしい庁舎）
イベントや情報提供を通じて春日部市の魅力を発信する空間をまちのコモンスペースとして整備します。

(6)**ユニバーサルデザイン**（人に優しい庁舎）
こども、高齢者や障がい者などの誰もが利用しやすい空間を整備します。

(7)**環境共生機能**（環境・経済性に配慮した庁舎）
環境保全対策の模範となる環境施設を目指します。

(8)**セキュリティ機能**（機能的で効率的な庁舎）
個人情報や行政文書などの漏えいがないよう防犯などに配慮した建物とします。

3 建築概要

	新 築 棟	既 存 棟
建築面積	3,956.45㎡	1,250.23㎡
延床面積	庁舎 14,738.98㎡ ピロティー駐車場等 2537.39㎡ 合計 17,321.37㎡	6,702.37㎡
建ぺい率	44.72%（その他付属施設含む）	
容 積 率	179.04%（その他付属施設含む）	
階　　数	地上６階	地下１階・地上６階
最高高さ	29.28 m	28.18 m
構　　造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造

4 新しい市役所はこうなります

(1) 新しい市役所は２つの顔をもちます

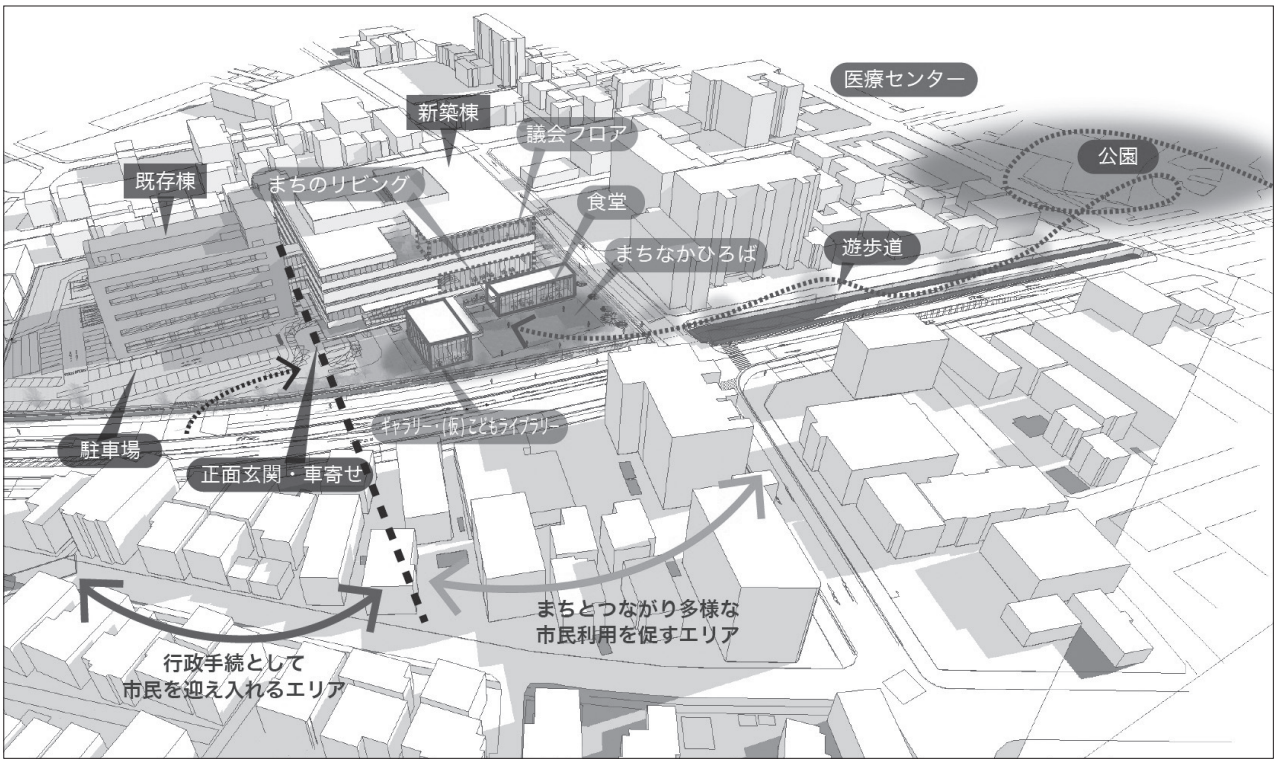

新しい市役所の全体像

・武里内牧線（通称市役所通り）から見て左側のエリアは、行政手続きのエリア

・武里内牧線（通称市役所通り）から見て右側のエリアは、まちのコモンスペースなど、まちとつながりにぎわいを創出するエリア

・２つのエリア配置によって、主に行政手続きや業務遂行の場というだけでなく、
中心市街地という立地を生かしたにぎわいを創出する役割も担う市役所に生まれ変わります

まちなかひろば側外観

市役所正面外観

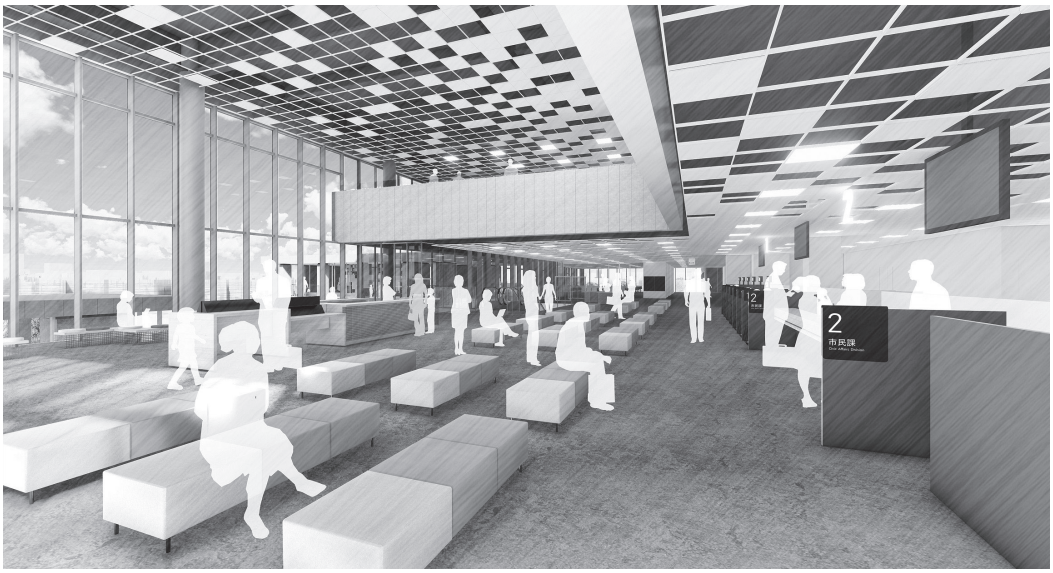

2F まちのリビング

3F 情報ラウンジ

⑵ 行政手続きのエリア

・**市民がもっと利用しやすく**（市民利用機能）
分散していた市民窓口の集約など利便性の高い市役所になります（19課、2担当、農業委員会、水道部春日部営業所を集約）。

・**議会をもっと身近なものに**（議会機能）
議場と傍聴席が近く、親子席や車いす席、聴覚障害対応のヒアリングループの設置など、誰でも議会に参加しやすい庁舎になります。

・**多機能型ワークスペースの導入**（行政機能）
より機能的かつ効率的に業務を進めていくために、クイックミーティングスペース（立ちミーティング）や集中作業席スペースなど多目的スペースを配置した、多機能型ワークスペースを導入します。

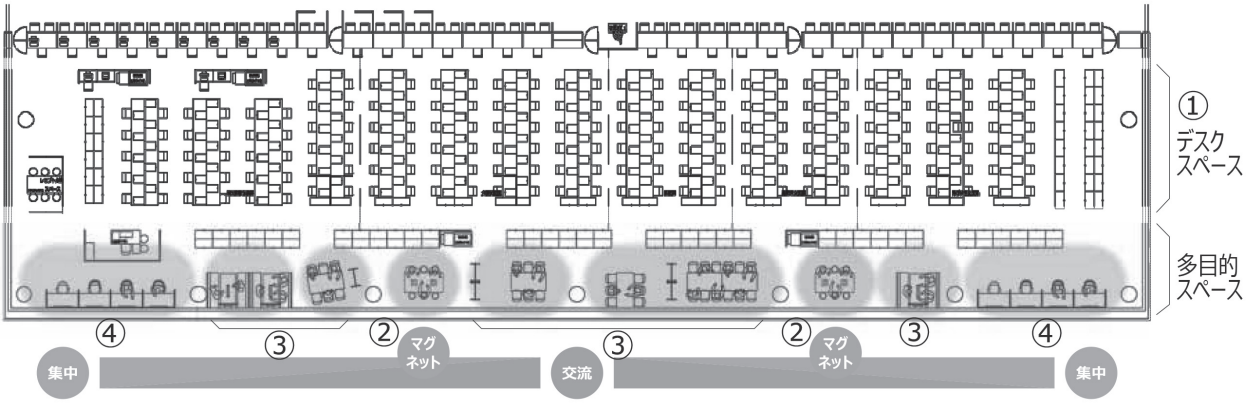

日常業務では、打合せ、資料作成など、自席以外（会議室等）で作業する機会も少なくありません。こうした業務を自席近くで、より機能的かつ効率的に進めていくため、デスクスペース近くに多目的スペースを配置した、多機能型ワークスペース（執務室）を導入します。

クイックミーティングスペース（立ちミーティング）、じっくりミーティングスペースなど、使用目的にあった打合せスペースを配置することで、業務処理の効率化やコミュニケーション（交流）の活性化を図ります。また両サイドに集中作業席を配置することで、仕事の効率をさらに向上させます。

①デスクスペース（従来の執務エリア）　②マグネットスペース（消耗品保管、資料作成等に利用）兼クイックミーティングスペース（立ちミーティングに利用）　③じっくりミーティングスペース（会議室等で行っていた打合せに利用）
④集中作業席スペース（一気に集中して業務を処理するときに利用）

・**災害に強い庁舎にします**（防災機能）

免震構造の採用や2階以上に執務室を設置、非常用発電機の設置など、地震や水害など災害に強い市役所になります。

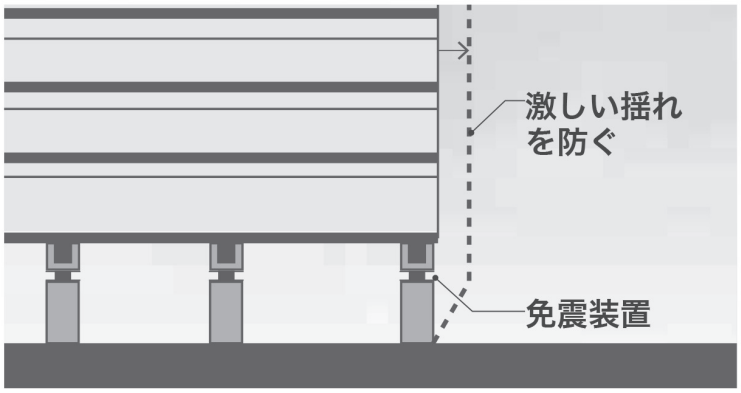

免震構造や１階を駐車場として、２階以上を執務室とする構成の採用により、大地震や水害時にも継続的に災害対策拠点の役割を担います。また、非常用発電機により通常の 50% の電力を 72 時間供給できます。

・**誰もが使いやすいデザインにします**（ユニバーサルデザイン）

大きく見やすい案内サイン、キッズスペース併設型の窓口、段差のない床、聴覚障害対応のフラッシュベルの採用など、誰もが利用しやすい庁舎になります。

日本語や英語での対応が難しい方に、目的階と窓口番号で行き先を案内

こども未来部では、窓口にキッズスペース併設型窓口の採用により、小さなお子さん連れでも、より便利になります

・**低炭素型の庁舎にします**（環境共生機能）

新築棟の一次エネルギー消費量の53パーセント削減、太陽光発電、雨水利用など自然エネルギーの有効利用などによる低炭素型の市役所になります。これらにより、CASBEE埼玉県（埼玉県建築物環境配慮制度）の最高位Sランクおよび BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の最高ランク5つ星の評価を取得しました。

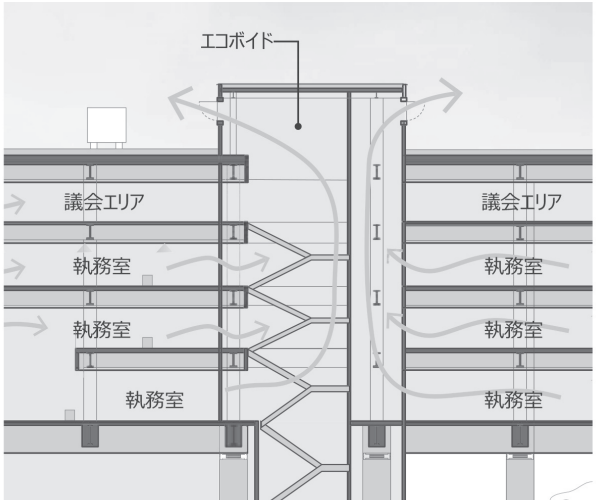

ナイトパージとは、夜間や早朝の外気が室内の温度よりも低い場合に涼しい外気を建物に取り込み、建物に蓄熱された熱を逃がすことで、夏季の冷房負荷を低減するシステムのこと。

⑶ まちとつながりにぎわいを創出するエリア（みんなが集まるまちのコモンスペース）

・市民の活動などを支援する「まちのコモンスペース」を設置します。

・市民活動を発表する場としての「ギャラリー」、子育て家族を対象とする「（仮）こどもライブラリー」、交流をさらに深めていく場としての「食堂（カフェ）」、さまざまな活動が可能な「まちなかひろば」から構成され、ギャラリーと広場を一体利用するイベントを開催することなどにより、子どもから大人までが集うにぎわいのある空間になります。

・この場所での、身近な人たちの交流が、緊密なコミュニティになり、住みやすさにつながり、ひいてはまちの活力につながります。

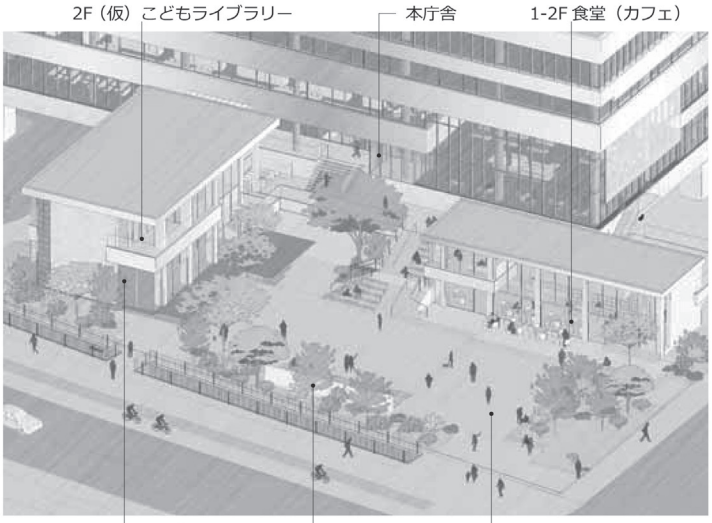

日頃活動している団体や、グループの活動発表する場としてのギャラリー、主に子育て家族を対象とする（仮）こどもライブラリー、多様な屋外イベントが可能なまちなかひろば、交流の場としての食堂（カフェ）で構成。

カフェ イメージ

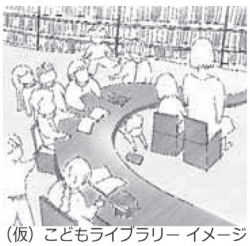
（仮）こどもライブラリー イメージ

（仮）こどもライブラリー内観イメージ

音楽イベント イメージ

食堂（カフェ）内観イメージ

マルシェイベント イメージ

⑷ 階層構成

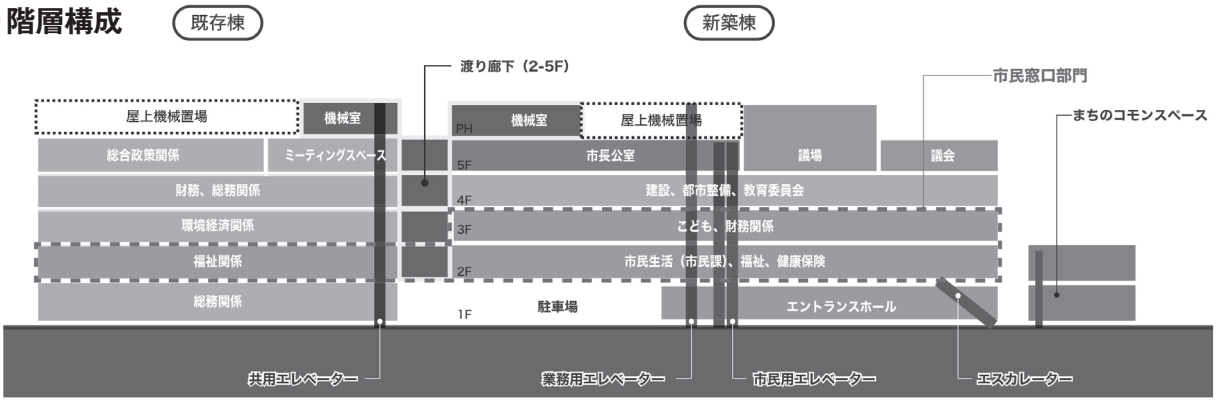

来庁者の多い窓口を低層階にまとめ、来庁者の少ない管理部門を既存棟にまとめて配置しました。

県内プロジェクト紹介❸

県東部地域特別支援学校（仮称）の整備について

埼玉県都市整備部　営繕課

埼玉県では、知的障がい特別支援学校の過密の状況を緩和するため、県東部地域特別支援学校（仮称）整備事業に取り組んでいます。２０２３年４月の開校を予定しています。

２０２１年７月に施工者と契約を結び、工事に着手しましたので事業内容について紹介します。

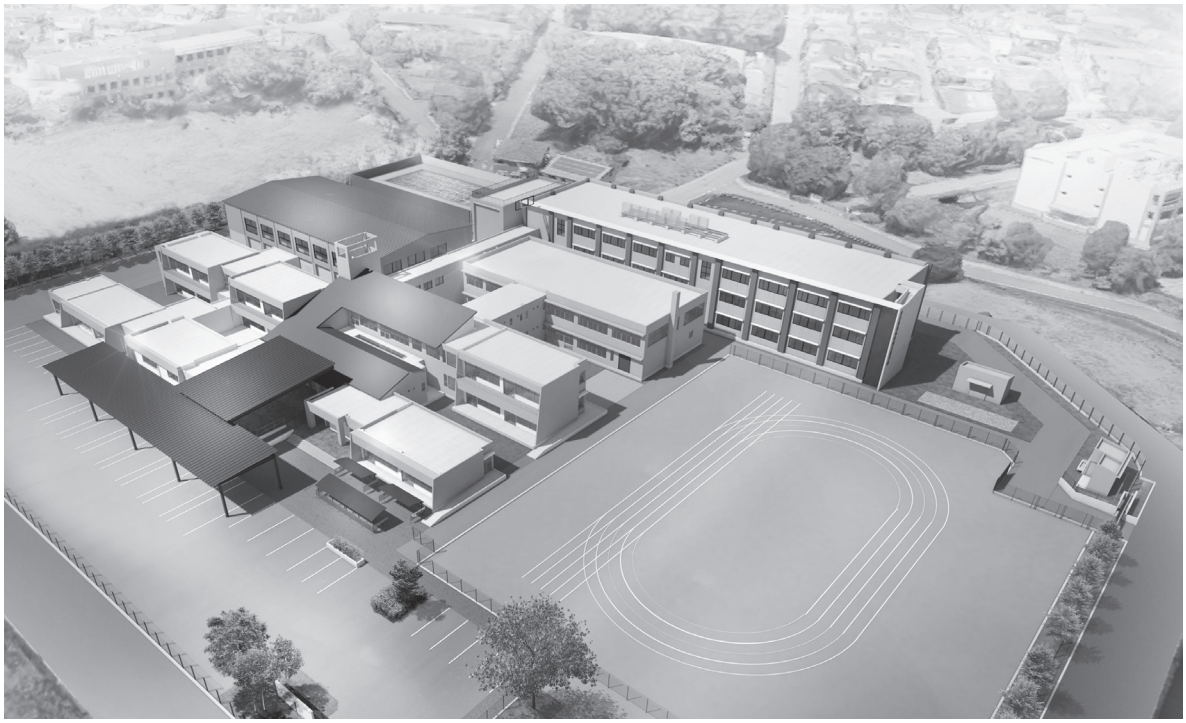

完成イメージパース

正面イメージパース

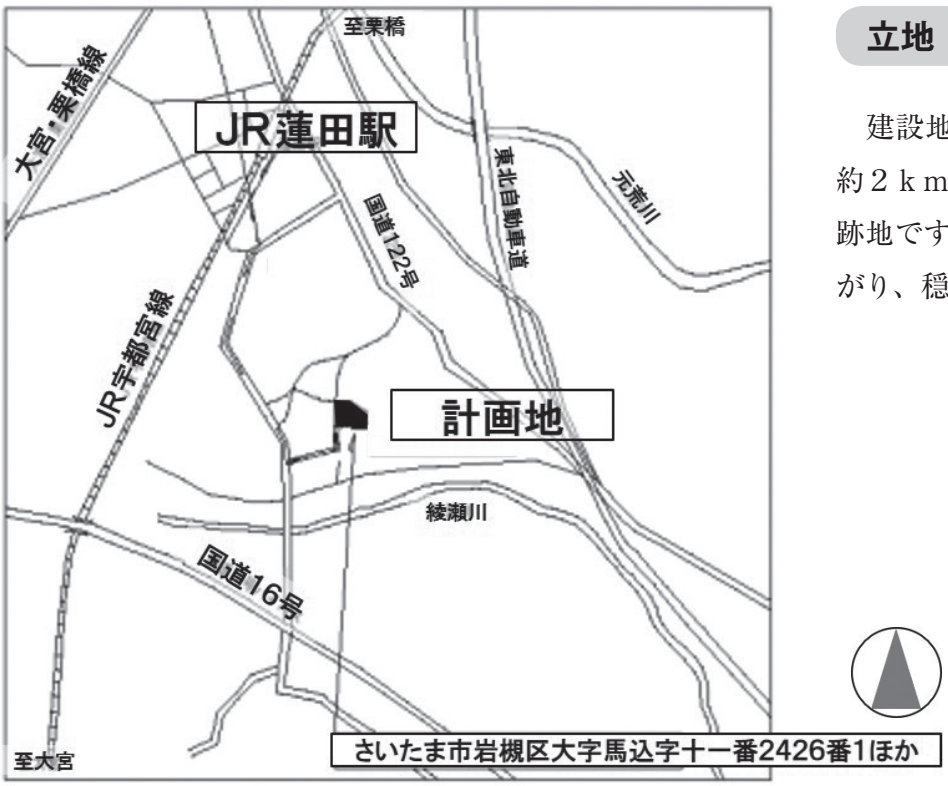

案内図

立地

建設地は、ＪＲ蓮田駅から南に約２ｋｍの旧岩槻特別支援学校の跡地です。周辺には田園風景が広がり、穏やかで緑豊かな環境です。

教育関係者の意見を活かして作り上げた建築計画

整備概要は、本事業により学校全体として小中・高等部の児童生徒２００名程度の受入を可能とする規模に整備します。新教室棟には普通教室１５室、図書室などの特別教室６室、職員室等の管理諸室を設置するほか、屋上にプールを整備します。

事業を計画するにあたり、利用者の目線に立った建物とするため、十分に教育関係者の意見を聞きながら計画をしています。具体的には、次に挙げる工夫などが計画されています。

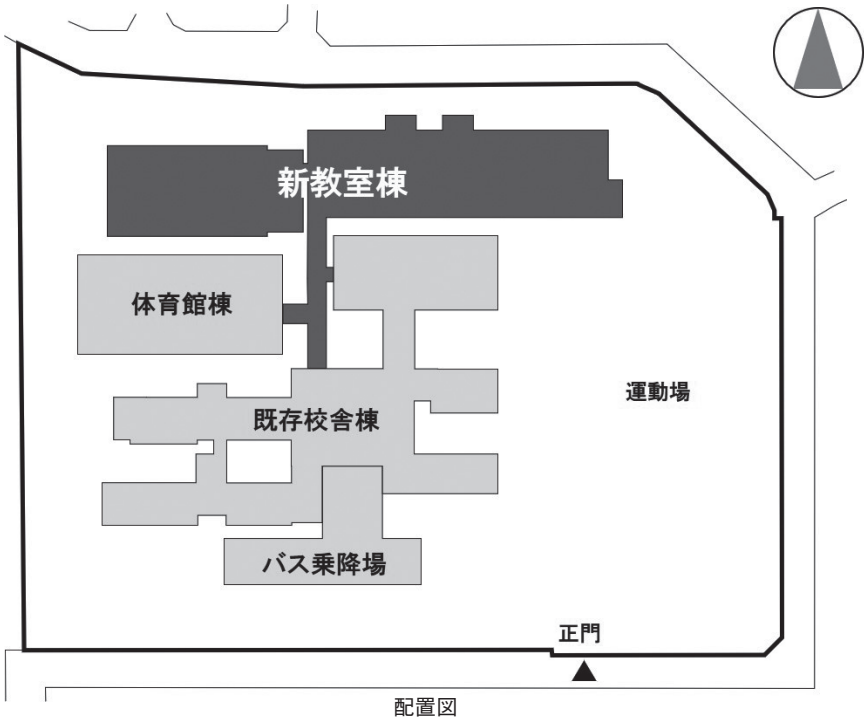

配置図

安全上、利用上の工夫

廊下の交差部分にカーブミラーを設置するほか、廊下の交差部分や両端の床を色分けし、衝突事故を防止する対策を施します。また、どこにいるかすぐに認識できるように階段ごとに色分けをします。

動線の配慮

教育の一環として、新教室棟にある給食室から各教室への給食の配膳を児童、生徒が行います。通常学校の渡り廊下は１階に腰壁だけの吹きさらしの形態で設けることが主ですが、本校は既存校舎棟の各階から新校舎棟に壁のある渡り廊下を設置します。

バリアフリー対応

標準的なバリアフリー対応に加えて、建築物の認識や理解を助けるために、特別教室等のサインは文字を使用しなくても分かるピクトグラムによるイラストデザインにします。

教室のフレキシブル化

特別支援学校は１クラス６～８人程度で授業を行います。教室の大きさは標準的な高校の普通教室と同じ７ｍ×６ｍ程度ですが、多様な学習形態に対応するため、教室を半分に間仕切れるように予めドアを多く設置するなどの構造としています。

東側イメージパース

工事の進捗

工事は、解体工事の他、建築工事は新教室棟、体育館棟の新築、既存校舎棟の改修、バス乗降場の新築の４つに、設備工事は５つに分けて行います。

これまで、２０２１年５月に旧県立岩槻特別支援学校のプール、体育館を解体しました。新規に校舎を増やすため、敷地の制約がある中で、プールは複層化し敷地を有効活用する必要があったことや、プールの老朽化が進んでいたためです。

校舎棟の工事は２０２１年１０月に着手します。本工事は大規模工事であり、限られた工期や敷地が狭いなどの施工上の制約があり、高度な技術や安全管理が必要です。今後は工程管理を綿密に行うとともに安全管理を徹底し、２０２２年１２月の工事完成を目指します。

○解体工事前

旧岩槻特別支援学校跡地

○解体工事後 ※ の位置から撮影

解体工事中の体育館（手前）と プール（奥）

建物の杭抜きの作業中

解体工事終了後（2021 年 5 月）

監理者、施工者の声 ～皆から慕われ、安全で安心できる施設の構築を目指します～

工事ははじまったばかりです。監理者、施工者の皆様と共に、より良い建築の整備に努めてまいります。今後の工事への“おもい”を、監理者、施工者の皆様からいただきました。（敬称略）

監理者
株式会社アルク設計事務所
現場責任者
今西　淳夫

既存改修・増築と複合的な要素の難易度を抱える当プロジェクトで、工事監理と共にBIMを活用したプロジェクトマネジメントをご提案させて頂きました。取り組みにご理解・ご支援下さった県営繕課様に感謝申し上げます。関係者全員一丸となってこの大型プロジェクトにチャレンジし、邁進していきます。

この取り組みが県内をはじめとする建設業界全体の活性化に寄与することを期待します。岩槻の美しい自然豊かな風景に建ち、長く愛される学校づくりを目指します。

株式会社八洲電業社
現場代理人
欠端　一雅

今、生きていく為に生涯携わる職業を選択する考え方が変わっていく中で、仕事を長く地道に続け個人の能力を向上し手作りで作り上げていく建設業の醍醐味。建物で人が安全に快適に生活出来る為に建設業はこれからも進化し続けます。

埼玉県営繕課 監督員
山本　たかし
小林　靖

本事業については、各関係部署の協力のもと設計から携わらせていただき、いよいよ工事が始まります。複雑な工事となり、各業者様と連絡調整を密に行い、全員でワンチームとなって工事完成させ「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に向け努力しますのでよろしくお願いします。

小川･吉田工務店特定ＪＶ
現場代理人
小林　亮太

県の業者育成発展の取組みや建設業の魅力配信により、私をはじめ多くの若手技術者が力量を発揮できる場をもてています。これからこの大型プロジェクトに、経験豊かな熟練技術者とパワーみなぎる若手技術者でタッグを組み、臨んでいきます。そして、地域社会の未来への発展に貢献し、皆から慕われ、安全で安心できる施設の構築を目指します。また、今回の工事の“場”を、今後の県内の建設産業繁栄のために、更なる未来の建築技術者を育成する“場”とできるよう貢献したいです。

ソーセツエンジニアリング株式会社
現場代理人
田島　哲也

給排水・衛生設備など日常生活にとって重要なライフラインを担う工事を担当させていただきます。皆さまの安心・安全な生活が守られ、長きにわたり使用できる設備を提供するべく最大限のパフォーマンスを発揮できるよう各業者と共に連携を取りながら工事を進めていきたいと思います。

消毒や換気を行い打合せ

施設概要

○建築物

所　在　地：さいたま市岩槻区馬込地内（旧岩槻特別支援学校跡地）

敷地面積：17,986.52㎡

建築面積：5,492.82㎡

延べ面積：9,681.66㎡

構造・階数：新教室棟：鉄筋コンクリート造3階
体育館棟：鉄骨造2階
既存校舎棟：鉄筋コンクリート造2階
バス乗降場：鉄骨造1階

○設計

基本設計：株式会社松下設計（さいたま市）

実施設計：株式会社アルク設計事務所（さいたま市）

北側イメージパース

○工事監理

株式会社アルク設計事務所（さいたま市）

○施工

総事業費：約38億円

入札方式：一般競争入札（総合評価方式）

工　　期：2021年7月12日～2022年12月23日（新教室棟の建築工事）

施　工　者：新教室棟新築工事：小川・吉田工務店特定JV（行田市・さいたま市）、株式会社丸電（さいたま市）、ソーセツエンジニアリング株式会社（熊谷市）、大宮管工株式会社（さいたま市）
体育館棟新築工事：小川工業株式会社（行田市）
既存校舎棟改修工事：三ツ和総合建設業協同組合（さいたま市）
体育館棟新築工事・既存校舎棟改修工事・バス乗降場新築工事：
株式会社八洲電業社（さいたま市）、株式会社アペックエンジニアリング（さいたま市）
バス乗降場新築工事（建築）：未定
解　体　工　事：ハイシマ工業株式会社（さいたま市）

○施設概要

知的障がい：小中・高（普通科）200人程度、職員100人程度
小中6人定員／学級、高校8人定員／学級、30学級程度

新教室棟：普通教室15室、特別教室6室（図書、音楽、調理、被服、陶芸、木工）、管理部門（職員室、放送室、会議室等）、屋外プール

体育館棟：バスケットボールコート1面、6人制バレーボールコート1面

既存校舎棟：普通教室17室、特別教室3室（音楽、調理、被服）、管理部門（校長室、事務室、保健室、会議室）、昇降口

参　　考：旧岩槻特別支援学校（2016年閉校）病弱 小中50人程度、職員50人程度

【告知版①】

屋外広告物の点検が義務化されます

埼玉県都市整備部　田園都市づくり課

はじめに

店舗や事業所の看板は屋外広告物として県や一部の市の条例で面積や高さ等が規制されています。

この度、埼玉県屋外広告物条例が改正され、令和４年４月１日から施行されることとなりましたので、お知らせします。

条例改正の背景と目的

近年、各地で屋外広告物の落下や倒壊による重大な事故が発生しています。

例えば、平成２７年には北海道札幌市の繁華街で、ビルの壁面に取り付けられていた広告物の一部が約１５ｍの高さから落下して通行人に激突しました。

また、埼玉県内の事例としては、平成３０年に北本市のファミリーレストランの駐車場で、建物から独立して建てられた広告板（高さ約１０ｍ）が根元から倒壊しました。この事故では、幸い人身被害はなかったものの、駐車中の乗用車が大破しました。

こうした重大事故を未然に防止するため、屋外広告物条例を改正したものです。

条例改正の主な内容

前記のような重大事故の原因は広告物の取付部や基礎の経年劣化にあると見られています。そうした劣化の早期発見を図るため、広告物の点検義務の規定を以下のとおり条例に新設することとしました。

（１）点検義務の明確化

条例では従来から広告物の管理義務が定められています。管理には点検が含まれるとも考えられますが、これをより重視するため、敢えて点検義務を条例に明記するとともに、施行規則に点検の箇所と項目を詳細に定めることとしました（右ページ表参照）。

また、広告物の許可期間の更新申請等の際、従来も申請書の添付書類として「自主点検結果確認書」が必要でしたが、改正後は、点検結果の報告が義務であることが条例に定められました。報告のタイミングは従来と変わらず、許可期間の更新申請時等で、報告書の様式は右ページ表の点検の箇所と項目に対応したものとなります。

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び上部構造	**1** 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 **2** 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 **3** 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	**1** 鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間の有無 **2** 鉄骨接合部（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落の有無
取付部	**1** アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無 **2** 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 **3** 取付対象部（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常の有無
広告板	**1** 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 **2** 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 **3** 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無
照明装置	**1** 照明装置の不点灯及び不発光の有無 **2** 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 **3** 周辺機器の劣化及び破損の有無
その他	**1** 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損の有無 **2** 避雷針の腐食及び損傷の有無

（2）有資格者による点検の義務化

高い位置に表示・掲出されている広告物ほど、落下・倒壊した場合の危険性が大きくなります。そこで、上端が地上高４ｍ超の広告物の点検は一定の有資格者が行うこととしました。ただし、一部の自家広告物など表示・掲出の許可が不要なものについては、有資格者による点検は努力義務としています。

有資格者点検【義務化】対象広告物	有資格者点検【努力義務化】対象広告物
上端が地上高**4m超**で、 かつ表示・掲出に**許可が必要**なもの	上端が地上高**4m超**で、 かつ表示・掲出に**許可が不要**なもの

有資格者は主に屋外広告士（通称）や屋外広告物に関する講習会修了者ですが、それ以外に建築士や電気工事士なども含まれます。

屋外広告物点検有資格者
・屋外広告士 ・都道府県等主催の屋外広告物講習会修了者 ・日本屋外広告業団体連合会等主催の屋外広告物点検技能講習修了者 ・建築士、電気工事士　など

県条例と市条例

屋外広告物の表示・掲出について県の条例が適用されるのは、県内全６３市町村のうち５３市町村で、それ以外の１０市ではそれぞれの市の条例が適用されます。各市の条例には点検に関する規定が既に設けられているものと規定がないものがあり、規定があってもその内容が少しずつ異なっています。また、現時点では規定がなくても、その新設に向けて検討中の市もあると聞いています。

屋外広告物を表示・掲出する場合は、点検その他について、その場所に適用される条例に則って行うようお願いいたします。

市町村名	適用条例	条例の点検規定（※）
さいたま市	市条例	あり
川　越　市	市条例	なし
川　口　市	市条例	なし
越　谷　市	市条例	あり
熊　谷　市	市条例	あり
春 日 部 市	市条例	なし
戸　田　市	市条例	あり
新　座　市	市条例	なし
八　潮　市	市条例	なし
三　郷　市	市条例	なし
そ　の　他	県条例	R4.4.1 施行

※ R3.9.1 現在
「あり」の場合、内容は少しずつ異なります。
今後、改正により「なし」が「あり」に変わる可能性があります。

建物の壁面に取り付けられた広告物の点検作業の様子

【告知版②】

大野知事が埼玉建産連に感染対策の徹底を要請

一般社団法人　埼玉県建設産業団体連合会

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、埼玉県の大野知事は８月１１日に埼玉県建設産業団体連合会に直接出向き、感染防止の徹底など適切な対応を求めました。

知事は、建設業の現場は屋外が多いので密になりにくいが、現場への移動の車内、喫煙や休憩場所などにおいて感染の危険性を指摘しました。

その上で、改めて車内でマスク着用等の適切な対策、昼食・喫煙所での細心の注意、お盆時期の帰省の再考などを求めました。

埼玉建産連の星野会長は、コロナ対策徹底の県通知を会員に周知徹底するのに加えて、建産連独自のコロナ対策徹底のポスターを作成し会員団体から企業まで行き渡るよう働きかけたと話しました。

また、県が建設業をエッセンシャルワーカーとして位置づけ、優先的にワクチン接種ができるようにしていただいたので、会員団体にワクチン接種を進めるよう呼びかけていきたいと話しました。

星野会長による建産連の対策の説明

大野知事による感染対策徹底の要請

新型コロナウィルス感染拡大防止に向けて

埼玉県や建産連の取組をご活用ください。

大野知事が説明に使ったチラシ

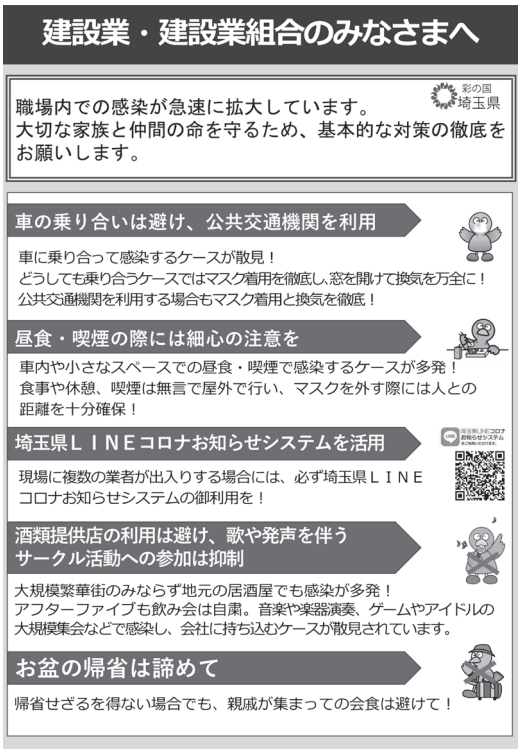

建産連が独自に作成したポスター

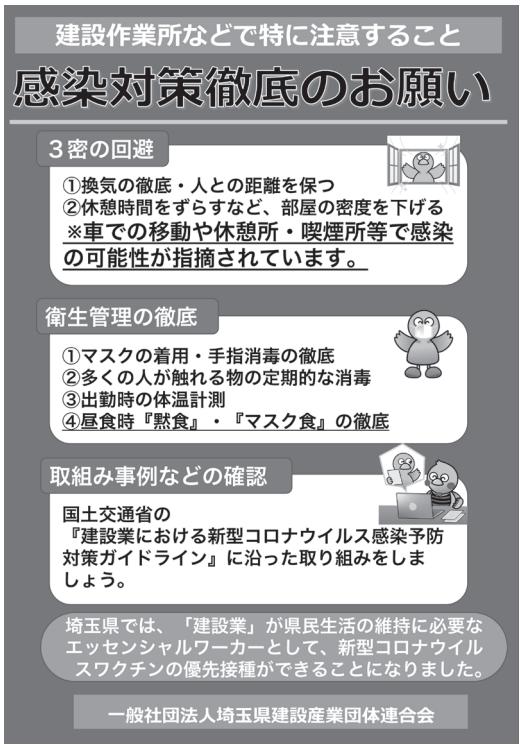

建産連 HP よりダウンロードできます。

URL　http://www.sfcc.or.jp/pdf/21-8-10_corona-pamphlet.pdf

事業者向けのLINEによる情報提供

感染者がいた場合のお知らせシステム

建産連研修センターご利用時は忘れずに！
1階ロビーに掲示してあります。

担い手確保
育成
corner
―1―

ワンポイント講座 1

設備工事の成績評定アップのポイント

埼玉県総合技術センター

工事検査員は発注図書や関連書類と照らし合わせて出来ばえを確認しています。施工者のちょっとした工夫が品質の向上につながります。

一見すると同じように見える施工であっても、きめ細やかな配慮がされた施工とは何か例をあげてご説明します。

1 屋上の配管支持方法について

•改修工事において、屋上防水層の上に配管支持を設ける場合は、防水層を傷つけないように、ゴムパッドを敷いて形鋼支持架台を設置します。しかし、将来の防水工事の際にラッキングを外さないと支持架台を動かすことが出来ません。

ポイント

形鋼を分解可能なボルト止めにすることにより、防水工事の際は分解して移動が可能となります。

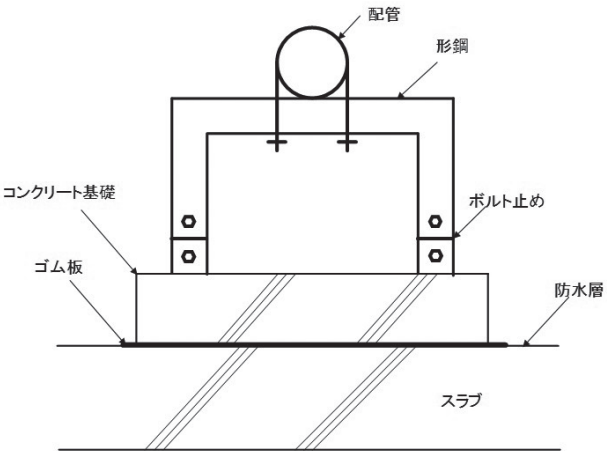

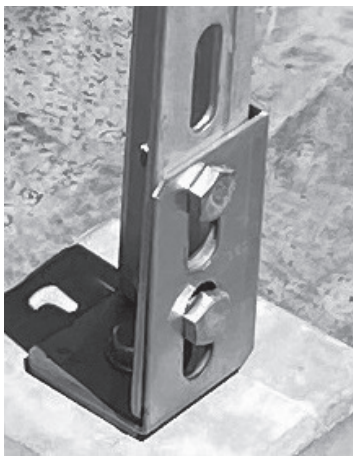

2 マンホール等施工の確認

•マンホール等頂上部の道路面との高さ、蓋の耐荷重を確認する。
また、植栽以外の歩道・車路にプラスチックマンホールを設置する場合は、防護蓋を設けなければなりません。

ポイント

マンホール等の設置高さや蓋の種類は、施工場所にあった施工（強度）の確認をお願いします。

3 金属製可とう電線管（プリカ）の配管について

1｜管の布設

- 屋外で使用する管は、ビニル被覆金属製可とう電線管です。
- 可とう管の曲げ（内側）半径は、管内径の６倍以上になります。
- 露出場所や点検のできる場所は、管内径の３倍以上とすることができます。
- 管の支持間隔は、１ｍ以下で、垂直では２ｍ以下とすることができます。

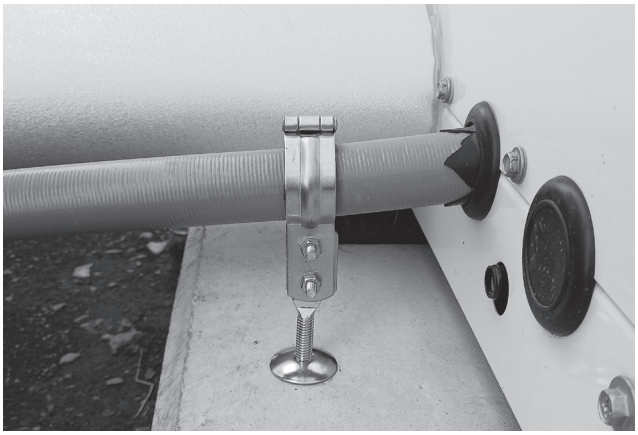

ポイント

- 管とボックス等の接続点は、管端から０.３ｍ以下の箇所で管を固定することになっています。
- 曲げ配管で管端の固定をしない場合、曲げの外側がボックスコネクターから抜けることがあります。

2｜屋外のU字形配管の施設

- 配管は、内部に水が溜まらないように施設し、必要に応じて水抜きの手段を講じることになっています。
- U字形配管は、その最低部に水が溜まる恐れがあることからなるべく避けたいところです。
- 水抜きとしてプリカに直接穴を開けるのは、金属部分がサビたり、ビニル被覆が裂けるなど望ましくありません。

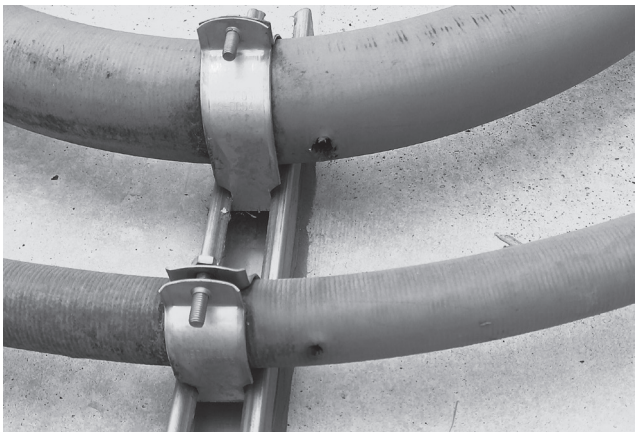

ポイント

- 水抜きには種々の方法がありますが、U字形配管の最下端に水抜きカップリングを取付けた一例を示します。

ワンポイント講座 2

埼玉県総合評価方式

自己採点における技術資料の間違い事例について

埼玉県総合技術センター

総合評価方式の入札において、入札参加者から提出された自己採点の「過大」、「過小」評価による間違いが発生すると、その影響は自社のみならず他社へも広がり、事務処理に多大な影響を与えることについて、建産連ニュース第162号で詳しく説明させていただきました。

また、前号でのお知らせのとおり、令和３年３月８日から県土整備部、都市整備部及び下水道局が発注する建設工事、県土整備部が発注する土木設計業務の総合評価方式による入札で、自己採点間違いを減らす目的から、自己採点間違い等情報提供を試行しております。

そこで本号では、自己採点間違い等情報提供の試行開始以降における自己採点の「過大」、「過小」評価における間違い事例を紹介しますので、他山の石としていただければと思います。

1 施工実績

この評価項目は、発注者が施工実績の「近隣」の範囲、「類似」の内容について具体的に設定します。入札参加者は「近隣」の範囲、「類似」の内容を確認し資料を提出します。審査は該当する工事内容が記された提出資料により行っています。

類似工事として提出された資料を審査したところ、「類似」の施工実績と認められない事例がありました。

事例｜1

『類似：河川工事での鋼矢板工○○m以上』と入札説明書に記載したところ、「農業排水路の鋼矢板護岸工事」が施工実績として提出され、審査において、農業排水路での工事は河川工事の類似施工実績と認められなかったものです。

事例｜2

『類似：下水処理場のコンクリート構造物における防食被覆工事（管渠及び人孔を除く）』と入札説明書に記載したところ、「○○中継沈砂池ポンプ棟防食工事」が施工実績として提出され、審査において、中継沈砂池ポンプ棟での工事は下水処理場の類似施工実績と認められなかったものです。

事例｜3

『類似：市街地地域の供用中の道路（現道拡幅工事を含む）における「路床安定処理工または路床置換工」○○㎡以上』と入札説明書に記載したところ、「社会資本整備総合交付金（街路）工事」が施工実績として提出され、審査において、市街地地域の供用中の道路（現道拡幅工事を含む）であることが提出書類から確認できなかったため、類似施工実績と認められなかったものです。

POINT

類似の工事の記載内容を確認し、施工実績が類似に該当するか確認する。

2 工事成績評定

この評価項目は、毎年、間違いが多く見受けられます。評価項目の内容については、入札参加者が提出する「技術資料に記載した工事・成績」とホームページで公表している県が作成した「データ集」を比較して審査を行います。詳しくは建産連ニュース第166号にありますので、そちらも併せてご確認ください。

事例｜1

配置予定技術者の技術能力に係る工事成績評定においては、配置予定技術者は3名まで候補者を挙げることができます。技術資料は、各候補者について作成することとなっています。複数人の候補者を挙げた場合、技術評価点の合計点が最も低い者の評価点をもって評価することとなっています。しかし自己採点は最も低い者でない評価点となっていました。

事例｜2

企業の技術能力や配置予定技術者の技術能力に係る工事成績評定において、入札参加者が評価した工事のほかにも工事の実績があり、その成績評定を確認したところ、より点数が高い工事成績が確認され、自己採点が過小に評価されておりました。

POINT

「自社で把握している工事・成績」と「データ集」の両方を確認する。

3 地理的条件

評価基準では、入札参加者の「本店または主たる営業所の所在地」が、発注者が定める地域に在るか無いかで評価し該当すれば加点となります。

事例｜1

地理的条件を『本店又は主たる営業所の所在地がさいたま県土整備事務所②管内』（中間点設定は無し）と設定された案件において、本店又は主たる営業所の所在地が川口市内に在する入札参加者が自己採点で加点していた。審査の結果、さいたま県土整備事務所②管内に該当するのはさいたま市のうち浦和区、中央区、桜区、南区、緑区であり、入札参加者の本店又は主たる営業所の存する市町村の川口市は、さいたま県土整備事務所②管内には該当しないことから、加点が認められなかったものです。

事例｜2

地理的条件を『本店又は主たる営業所の所在地が北本県土整備事務所管内』（中間点設定は無し）と設定された案件において、本店又は主たる営業所の所在地が川越市内に在する入札参加者が自己採点で加点していた。審査の結果、北本県土整備事務所管内に該当するのは鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町であり、入札参加者の本店又は主たる営業所の存する川越市は該当しないことから、加点が認められなかったものです。

参　考

単位地域区分図（各県土整備事務所管内の区分）（トップページ＞県政情報・統計＞各種手続・入札＞入札（制度等）＞入札・契約事務関係例規集（建設工事等）3一般競争入札のNo.5 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html）

POINT

地理的条件に記載の「対象となる地域」を単位地域区分図などで確認する。

4 おわりに

埼玉県では『技術資料作成の手引き』や、今回ご紹介した自己採点ミスの事例のほか、記載ミスの事例等について『技術資料作成の留意点』を作成し、ホームページにおいて公表しておりますので、総合評価方式による入札に参加される際にはご活用ください。

総合評価方式による入札に参加する際には、総合評価方式に係る入札説明書に記載の諸条件をよく確認してください。また、作成した資料や自己採点結果などについて、多くの目で確認いただくことも、間違いを減らす一助につながります。

参 考

総合評価方式 ガイドライン等資料集（トップページ＞県政情報・統計＞県概要＞組織案内＞県土整備部＞県土整備部の地域機関＞総合技術センター＞総合評価方式＞総合評価方式ガイドライン等資料集 https://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/sougouhyouka-gaidorain.html）

お問合せ先

■**工事検査に関すること**
埼玉県総合技術センター ｜ ☎**048(788)2242** 設備工事検査担当

■**総合評価に関すること**
埼玉県総合技術センター ｜ ☎**048(788)2896** 総合評価担当（南部、東部地域）

担い手確保
育成
corner
―2―

第４３回『埼玉の建設産業』
ポスター・絵画コンクール応募状況と今後の予定

一般社団法人　埼玉県建設産業団体連合会

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会の広報活動の一環として、当連合会が発足した昭和５４年から毎年実施している、第４３回目のポスター・絵画コンクールの作品募集が１０月１日に募集を締め切りとなりました。今年度は保育園・幼稚園生も対象とし、より力作ぞろいのにぎやかなコンクールになりました。たくさんのご応募ありがとうございました。

また、今年度も県内数箇所での入賞作品展示を予定しております。皆様のご来場をお待ちしております。

1 応募数

学校	校数	作品数
保育・幼稚園	９園（8）	22 作品（21）
小学校	25 校（24）	526 作品（555）
中学校	21 校（18）	168 作品（68）
合計	55 校（50）	716 作品（644）

※（　　）は昨年度
※１０月１日時点

2 審査・表彰式等の予定

１０月１４日（木）に応募作品の審査を行いました。結果につきましては作品集を作成し配布する予定です。

また、表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している状況を踏まえ、皆様の安全確保を最優先に考慮し、開催中止をとなりました。

3 入賞作品展示予定

2021年12月 6日～12月17日：埼玉県庁内
12月22日～12月27日：所沢市中央公民館ロビー
2022年 1月 5日～ 1月17日：埼玉建産連会館ロビー
1月19日～ 1月23日：熊谷市立文化センター
1月24日～ 1月31日：埼玉建産連会館ロビー

※今後の新型コロナウイルスの状況によっては予定変更となる場合がございます。
たくさんのご来場お待ちしております。

担い手確保
育成
corner
—3—

講習会案内

団体名	講習名	講習予定日	会場
埼玉県電気工事工業組合 048-663-0242	第1種電気工事士技能受験	11月15・16日	埼玉電気会館
	第2種電気工事士技能受験	11月18・19・20日	埼玉電気会館
	２級電気通信施工管理技士受験（第二次検定）	11月2日	埼玉電気会館
	墜落制止用器具「フルハーネス型」使用作業特別教育	11月22日	埼玉電気会館
一般社団法人 埼玉県電業協会 048-864-0385	第一種電気工事士試験（技能）受験準備講習会	11月12・19・26日 12月3・8日	埼玉建産連研修センター101
	2級電気工事施工管理技術検定試験受験準備講習会	11月5日	埼玉建産連研修センター103
	第2回技術講習会	11月11日	埼玉建産連研修センター 大ホール
埼玉労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会 埼玉県支部 048-862-2542	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 （埼玉労働局長登録第255号）	10月27～29日 1月18～20日	埼玉県県民活動総合センター
	足場の組立て等作業主任者技能講習 （埼玉労働局長登録第1号）	11月17～18日	埼玉県県民活動総合センター
	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 （埼玉労働局長登録第2号）	11月25～26日	埼玉県県民活動総合センター
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 （埼玉労働局長登録第142号）	12月15～16日	埼玉県県民活動総合センター
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 （埼玉労働局長登録第112号）	12月8～9日	埼玉県県民活動総合センター
	ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習	12月13日	埼玉県県民活動総合センター
	高所作業車運転技能講習 （埼玉労働局長登録第166号）	学科：11月4日 実技：11月5日	学科：埼玉県県民活動 総合センター 実技：㈱関電工埼玉支店研修所
	職長・安全衛生責任者教育	11月1～2日 12月21～22日 1月27～28日	埼玉建産連研修センター
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	12月2日	埼玉建産連研修センター
	足場の組立て等特別教育	1月21日	埼玉建産連研修センター
	自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育	12月17日	埼玉建産連研修センター
	石綿使用建築物等解体等業務特別教育	1月13日	埼玉建産連研修センター
	施工管理者等のための足場点検実務者研修 （CPDS認定講習）	11月24日	埼玉建産連研修センター

※予期せぬ理由により日程の変更、または中止になる場合があります。
　詳細は各団体へお問い合わせください。

公共工事前払金保証統計から見た 県内の公共工事等の動き（令和3年4月～令和3年8月）

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

前払金の状況

令和3年4月～令和3年8月末時点での埼玉県内における前払金保証取扱高は、件数が前年度比+5.3%の3,701件、請負金額は前年度比+11.8%の2,408億円となりました。

請負金額を発注者別にみると、「国」、「独立行政法人等」、「埼玉県」、「地方公社」で増加しており、「国」、「埼玉県」ではともに100億円を超える大幅な増加となりました。

また工種別では「建築」、「管」、工事目的別では「国土保全」、「産業基盤」、請負金額階層別では「10億円以上」の階層で、請負金額の増減率が大幅に増加しました。

それぞれの区分別における前年度との比較は以下の通りです。

前払金保証取扱高

（金額単位:百万円）

発注者＼年度		令和3年度		令和2年度		対前年度増減率（%）	
		件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国		145	30,565	128	19,153	13.3	59.6
独立行政法人等		61	15,592	58	10,822	5.2	44.1
都県	埼玉県	1,275	60,939	1,084	50,808	17.6	19.9
	埼玉以外の都県	18	6,521	16	7,060	12.5	−7.6
市町村		2,034	115,265	2,052	115,892	−0.9	−0.5
地方公社		19	1,617	18	1,250	5.6	29.3
その他		149	10,308	158	10,480	−5.7	−1.6
合　計		3,701	240,810	3,514	215,469	5.3	11.8

工種別の動き（請負金額）

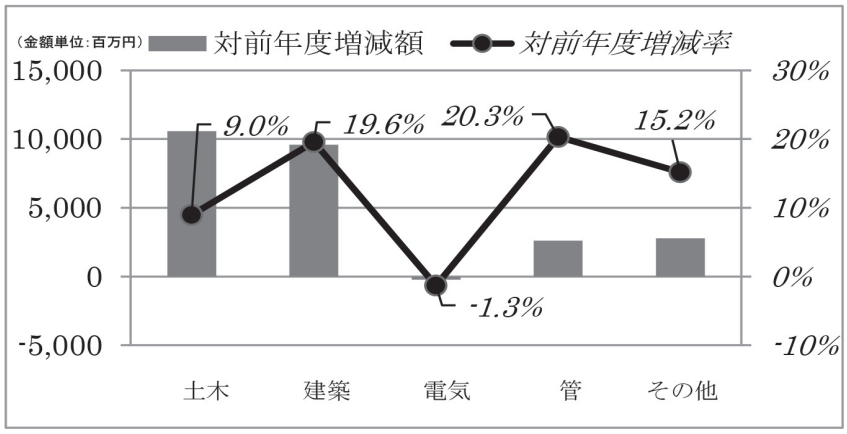

（金額単位:百万円）

区　分	土木	建築	電気	管	その他	合計
令和3年度取扱高	128, 214	58, 640	17, 318	15, 477	21, 160	240, 810
令和2年度取扱高	117, 643	49, 040	17, 549	12, 862	18, 372	215, 469
増減額	10, 570	9, 599	−231	2, 614	2, 787	25, 341

工事目的別の動き（請負金額）

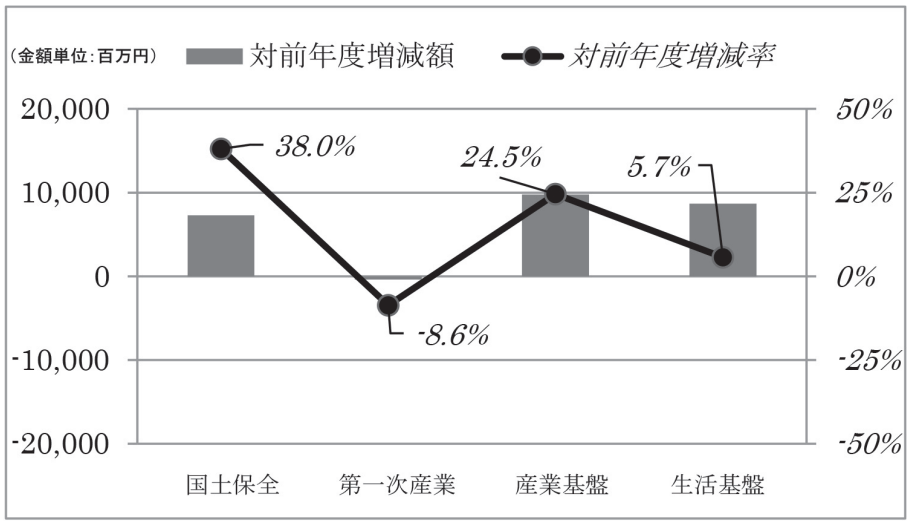

工事目的	具体的内容
国土保全	治山治水
第一次産業	農林水産
産業基盤	道路、港湾 空港、鉄道軌道 電信電話、郵便 電気、ガス
生活基盤	下水道、公園 教育、住宅宿舎 土地造成 上・工業用水道 庁舎、その他

請負金額階層別の動き

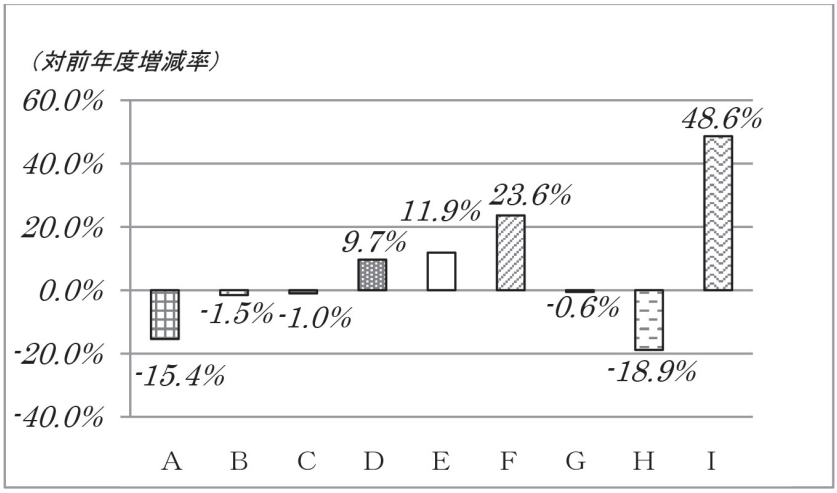

請負金額階層の表示

区分	記号	請負金額
小規模	A	500万円未満
	B	1,000万円未満
	C	2,000万円未満
	D	5,000万円未満
中規模	E	1億円未満
	F	2億円未満
	G	5億円未満
大規模	H	10億円未満
	I	10億円以上

お問い合わせ先

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-3-15 K・Sビル5階

TEL 048-861-8885　FAX 0120-027-336

URL https://www.ejcs.co.jp/

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会様　推薦

埼玉県内の電子入札用ICカードは AOSign（アオサイン）サービス

AOSign サービスは日本電子認証が発行する電子入札用ICカードです

埼玉県や県内市町村など、公共発注機関の電子入札にご利用いただけます

発行シェア No. 1

信頼の実績

おかげさまで累計発行枚数は**55万枚**を超えました。
電子入札コアシステム対応電子証明書では発行シェアNo. 1 ！

発行スピード No. 1

認証局最速

お申込書到着後、通常**5営業日以内**で発行しています
お急ぎの場合もお問い合わせください

ヘルプデスクがサポート

はじめての方でも安心

申込手続きやパソコンの設定、操作中のエラー時にも安心
年間回答実績は10万件以上。親切丁寧をモットーにフリーダイヤルでお客様をサポートします

はじめてご利用いただく企業様向け割引　実施中

はじめてお申込いただく
企業様限定
「アンケートご回答特典
初回とく割」

【1枚あたりの料金：税込】

有効期間	通常価格	割引後価格	(プライスOFF)
1年+30日	16,500円 →	**13,200円**	(▲3,300円)
2年+30日	30,800円 →	**23,100円**	(▲7,700円)
3年+30日	42,900円 →	**33,000円**	(▲9,900円)
4年+30日	55,000円 →	**42,900円**	(▲12,100円)
5年+30日	66,000円 →	**51,700円**	(▲14,300円)

割引券は弊社のホームページからダウンロードできます

お問い合わせ先

日本電子認証株式会社
ヘルプデスク
0120-714-240
〒104-0045
東京都中央区築地5-5-12
（浜離宮建設プラザ３階）
https://www.ninsho.co.jp/aosign/

お申込取次ぎ窓口

東日本建設業保証株式会社
埼 玉 支 店
TEL：048-861-8885
FAX：0120-027-336
〒330-0063
さいたま市浦和区高砂4-3-15
K・Sビル5階

＊お申込取次ぎ窓口でもお申込のご相談ができます

土木工事の積算をよりわかりやすく！

令和３年度版

土木工事積算基準マニュアル

2021年
8月発行

令和3年度国土交通省土木工事積算基準の改定内容に準拠し、工種別に具体的な積算事例・解説を豊富に収録。積算手順をわかりやすく解説した実用書です。

Point

- 「土工（砂防）（ICT）」など代表的な積算要領を紹介
- 「施工箇所が点在する工事の積算方法」について具体的な積算例を紹介
- 土木工事標準歩掛の改定を受け、掲載内容の充実
- 施工パッケージ型積算方式における積算単価の算定方式（補正式）を積算例で解説
- ウエルポイント工、ジオテキスタイル工など積算例を追加し、解説の充実

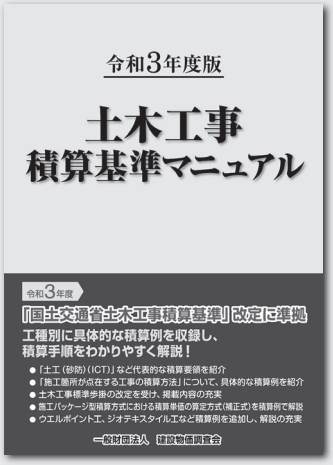

定価：12,320円（税込）

一般財団法人 建設物価調査会
（株）建設物価サービス　販売事業部〔販売業務代行〕

電話でのお問い合わせ
03-3663-8711

パソコンからのお申込み
建設物価 Book Store　検索

・会員だより・

電気使用安全月間キャンペーン
飯能支部と所沢支部が市役所を訪問

埼玉県電気工事工業組合（沼尻芳治理事長）は、経済産業省が主唱して毎年8月1日から31日までの間に実施している「電気使用安全月間」において、飯能支部（後藤健支部長）と所沢支部（西澤長次支部長）が電気の安全な使用に関する知識を広く普及するため、各支部が所在する市役所等を訪問して電気の安全使用への協力を依頼した。

飯能支部は、８月２日（月）と３日（火）に後藤支部長以下５名で越生町・毛呂山町・鳩山町・日高市の４市町を訪問。所沢支部は、８月２７日（金）に西澤支部長以下５名で所沢市・入間市・狭山市・三芳町の４市町の役所をそれぞれ訪問した。

訪問した先で、首長や副首長に面会し、電気使用安全月間の趣意書を読み上げ詳しく趣旨を説明し、ポスターやチラシ、ポケットティッシュなど啓発グッツを手渡し電気使用安全の広報・啓発の協力を依頼した。

例年は多くの組合員の参加があり、役場等を訪れた地域住民にチラシやポケットティッシュなどの啓発グッツを配りながら電気の安全使用を呼びかけるが、両支部とも、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から参加者を限定したため地域住民の方への呼びかけも自粛した。

杉島理一郎・入間市長（左から３番目）と組合員

連合会日誌

令和3年

7月14日（水）	関東地方整備局へ挨拶（局長及び関係部長）
7月21日（水）	総務委員会
7月27日（火）	広報委員会
7月29日（木）	経営改善委員会
8月 5日（木）	研修指導委員会
8月11日（水）	知事が建産連に訪問（新型コロナ注意喚起）
8月23日（月）	全国建産連生産システム委員会（オンライン）
8月24日（火）	全国建産連専門工事業委員会 専門工事業委員会委員と国交省との意見交換会
8月30日（月）～31日（火）	ドローン体験会
9月 7日（火）	埼玉民主フォーラムとの政党要望意見交換会
9月17日（金）	安全衛生レベルアップ講座
9月24日（金）	総務委員会
9月27日（月）	全国建産連会長会議（オンライン）

編集後記

現状を変えるための一歩を踏み出す

新型コロナウイルスの影響で１年延期されたオリンピック・パラリンピック東京２０２０大会が開催に至り終了しました。

開催の是非については、様々な意見があると思います。前回の東京大会の年に生まれた私としては、心待ちにしていた大会であり、選手たちは沢山の感動を届けてくれました。高校時代に取り組んでいたハンドボールの他、色々な多くの競技をテレビ観戦できたのは自国開催だからでしょう。ひたむきに可能性に挑む選手たちの姿勢に多くの若者や子供たちも感銘を受けたと思われ、将来に向け良い影響を及ぼすことを願うばかりです。

東京２０２０大会の開催前から感染力の強いデルタ株が流行し始め、想定を超える感染拡大に至りましたが、社会インフラ整備等は順調に執行されており、建設産業に携わる方々はコロナ対策に細心の注意を払い業務を遂行されているものと思います。埼玉県においても建設業従事者がエッセンシャルワーカーに位置付けられ、ワクチン優先接種の対象業種となっており、災害対応も含め、県民生活を維持するために必要な業務を担う産業として期待されているところです。

赤、青、緑の３本線からなるパラリンピックのシンボルマークは「スリー・アギトス」と呼ばれ、「アギト」はラテン語で「わたしは動く」との意味が込められているといいます。また、３つの色は、人間の大切な要素である心（スピリット）、肉体（ボディ）、魂（マインド）を表しているそうです。選手たちに触発された一人として、現状を変えるために何らかの一歩を踏み出すことができればと、思いを巡らす仲秋です。

広報委員長

建産連NEWS
KENSANREN NEWS

建産連NEWS　第170号
令和3年10月26日発行

発　　行　一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集　広報委員会
〒336-8515　さいたま市南区鹿手袋4-1-7
ＴＥＬ　048-866-4301
ＦＡＸ　048-866-9111
ＵＲＬ　http://www.sfcc.or.jp/

一般社団法人　埼玉県建設産業団体連合会　会員名簿（順不同）

〒336-8515　さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 建産連会館１階
一般社団法人　埼玉県建設産業団体連合会
会　長　　星野　博之

電 話　048-866-4301
ＦＡＸ　048-866-9111
ＵＲＬ　http://www.sfcc.or.jp/

（２０２１年　6月14日現在）

構成団体名	代表者	〒	所在地	電話番号	FAX
一般社団法人　埼玉県建設業協会	会　長　伊田登喜三郎	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人　埼玉県電業協会	会　長　岡村　一巳	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人　埼玉県造園業協会	会　長　渡邉　　進	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長　松井　博孝	330-0063	さいたま市浦和区高砂 4-3-15　Ｋ・Ｓビル５階	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長　沼尻　芳治	331-0813	さいたま市北区植竹町 1-820-6 埼玉電気会館２階	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人　埼玉県空調衛生設備協会	会　長　飯沼　　章	338-0002	さいたま市中央区下落合 4-8-10	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人　日本塗装工業会埼玉県支部	支部長　松尾　康司	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会　長　白戸　　修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人　埼玉建築士会	会　長　江口　満志	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人　埼玉県建築士事務所協会	会　長　栗田　政明	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人　埼玉建築設計監理協会	会　長　田中　芳樹	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人　埼玉県測量設計業協会	会　長　細沼　英一	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長　島村　　健	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長　石綿　　弘	362-0014	上尾市本町 1-5-20	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会　長　小山　　昇	330-0061	さいたま市浦和区常盤 9-5-8 トキワビル　武蔵野環境整備㈱　内	048(831)9667	048(822)7510
一般財団法人　埼玉県建築安全協会	理事長　桑子　　喬	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県建設業健康保険組合	理事長　星野　博之	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県地質調査業協会	会　長　越智　勝行	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長　堀川　和夫	336-0017	さいたま市南区南浦和 3-17-5	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人　埼玉県設備設計事務所協会	会　長　金子　和已	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-10-4	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長　島村　　健	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

一般社団法人　さいたま市建設業協会	会　長　斎藤　恵介	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長　戸髙　康之	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(839)2900	048(839)2901

研修・会議にご利用ください

埼玉建産連研修センター

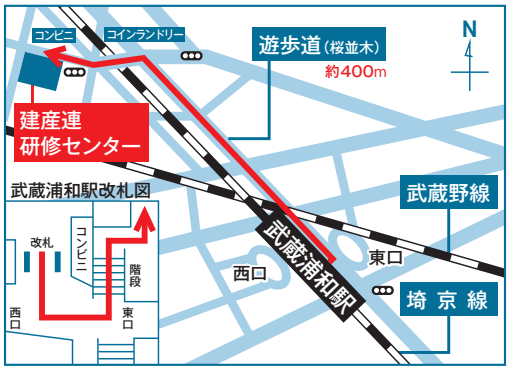

武蔵浦和駅東口から
花と緑の散歩道
（遊歩道）を歩き、
約10分で到着します。

所在地 さいたま市南区鹿手袋4−1−7

電話 048-861-4311

HP http://www.sfcc.or.jp/

MAIL k-center@sfcc.or.jp

開館時間 午前9時〜午後5時（月〜金）

※どなたでもご利用いただけます

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称		料金区分 / 最大収容人員	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	全日 9:00~17:00
3階	大ホール	机席 3人掛 270人（2人掛 180人）	42,500円	47,500円	64,000円
2階	200会議室	机席 3人掛 153人	28,500円	35,500円	46,000円
	201会議室	机席 3人掛 99人	16,000円	18,000円	23,500円
	202会議室	机席 3人掛 45人	8,500円	9,500円	12,500円
	203会議室	コの字 3人掛 15人	4,000円	4,500円	6,000円
1階	101会議室	机席 3人掛 104人	18,000円	20,000円	26,000円
	102会議室	コの字 3人掛 15人	3,500円	4,000円	5,500円
	103会議室	机席 3人掛 61人	12,000円	13,000円	17,500円

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

（１）著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

（２）免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

（３）配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

（４）お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

〇お問い合わせ
一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局
電話　048-866-4301
E-mail　somu@sfcc.or.jp
URL　http://www.sfcc.or.jp/

２０１２年４月